

令和5年度 飯舘村住民懇談会

次 第

- 1 開会
- 2 村長挨拶
- 3 飯舘村第6次総合振興計画中間見直しの概要説明
- 4 懇談
- 5 その他
- 6 閉会

【配布資料】

資料①飯舘村第6次総合振興計画中間見直しの概要

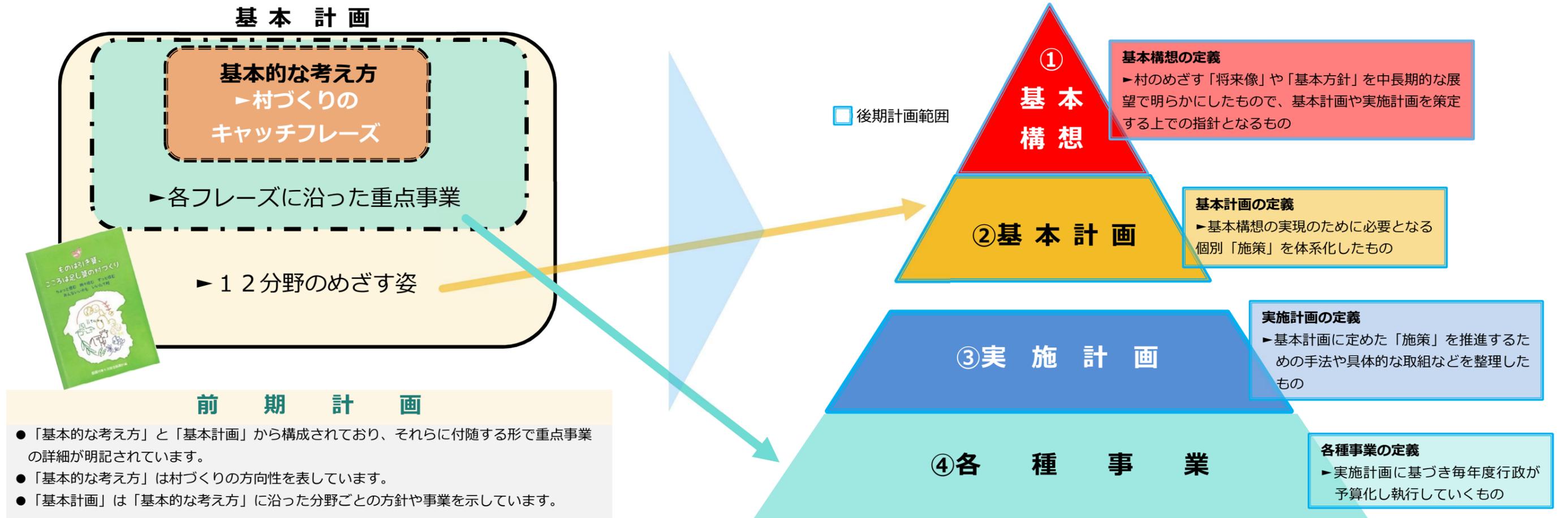
資料②飯舘村第6次総合振興計画（抜粋）

資料③各課からのお知らせ

住民懇談会アンケート

前期計画（令和3年度～令和7年度）

後期計画（令和5年度～令和7年度）



前期計画

- 「基本的な考え方」と「基本計画」から構成されており、それらに付随する形で重点事業の詳細が明記されています。
- 「基本的な考え方」は村づくりの方向性を表しています。
- 「基本計画」は「基本的な考え方」に沿った分野ごとの方針や事業を示しています。

【今回の中間見直しで明らかとなった点】

1. 前期計画の「各フレーズに沿った重点事業」は、事業名は異なるものの、その理念の実現に向けて令和5年度事業関連（復興関連事業を含む）において、約8割の着手率を達成したこと
2. 他市町村の総合計画では、その自治体の目指す姿と方向性・施策を示す体裁がほとんどであるのに対して、村の前期計画は「基本的な考え方」の直下に「重点事業」が明記され、「目的」を達成するための「手段」であるべき「事業」の実施そのものが目的化されているように見えること
3. 議会での予算承認を要する「事業」が、前期計画では策定時点での財源確保が確定しないまま「重点事業」として掲載されていること
4. 自主財源の少ない村にとって、「事業」を実施する上で国・県の補助金・交付金等の財源確保は必須である視点が明記されていないこと
5. いいたてまでいな復興計画（第1版～第5版）と併行した計画となっているため、現に村予算の多くの部分は、国・県財源による復興関連事業が占めていること
6. 自治体の根幹となる「人口」に着目した人口動態（若年層の減少、高齢者比率の増加等）予測に基づく方針・目標が示されていなかったこと

後期計画

(ア) 前期計画では「基本計画」の中に村づくりのキャッチフレーズや各種事業、分野ごとのめざす姿が記載されていたものを、後期計画の中で「①基本構想」と「②基本計画」、「③実施計画」のそれぞれの定義に基づき整理しました。

(イ) 後期計画の中の「①基本構想」と「②基本計画」は、前期計画策定時、策定委員をはじめとした村民の皆様の意向を大きく反映し完成した内容で、これらはすべての根幹となる「変わらないコンセプト」として位置づけています。

(ウ) この「①基本構想」と「②基本計画」をもとに、実需者、実務者等の視点を持って「③実施計画」を策定します。なお、「③実施計画」の効果を検証し、見直しをするための基準として新たに「指標（例えば農地の集積面積や営農再開面積）」を示すこととします。またこの「③実施計画」がPDCAサイクル上の「中間見直し」等の対象となります。

(エ) 役場はこの実施計画に基づき、成果指標、スケジュール、財源など多角的な視点、検討、協議を踏まえて、「④各種事業」を構築・予算化し、執行します。

(オ) 事業実施の際には必ず「予算」が必要になりますが、これは毎年度の議会での議決を経て執行されるものです。

基本構想

施策の体系図

村の将来像 「明日が待ち遠しくなるような、わくわくする楽しいふるさと」

①基本構想

村をめざす「将来像」や「基本方針」を中長期的な展望で明らかにしたもので、基本計画や実施計画を策定する上での指針となるもの

<p>1：産業・観光・移住分野 基本方針</p> <p>どこに暮らしていても参加して楽しい新しい豊かさを感じる村へ</p> <p>村に想いを寄せる方々との新しい関わり合いや村民の新しい暮らしを尊重し、新しい豊かさを感じる産業を作り出す村を目指します。</p>	<p>2：健康・福祉・環境分野 基本方針</p> <p>ゆったり流れる時間の中で「元気かい？」から始まる心地いい関係のある村へ</p> <p>温かな声かけから始める交流を通じて、生きがいを持って健やかに暮らすことのできる村を目指します。</p>	<p>3：学校教育・社会教育・文化分野 基本方針</p> <p>いいたてに生きる精神文化を紡ぎ、自らに誇りをもつ村へ</p> <p>ふるさとを改めて見つめ直す教育を通じて、子どもも大人もともにいいたての文化を取り戻し、自らに誇りをもつ村を目指します。</p>	<p>4：防災・建設・行財政分野 基本方針</p> <p>足もとからの将来づくりを「支え合い」で進める村へ</p> <p>これまで村を支えてきた行政区の活動など、足もとの生活基盤やつながりを再び強め、支え合いで進める村を目指します。</p>
---	--	---	--

共通重点項目：人口増加策

ここでの「政策」は、基本構想を実現するための、優先すべき事項を示すもの。

「施策」とは計画を実現するための具体的な方策や対策のこと。

②基本計画

基本構想の実現のために必要となる個別「施策」を体系化したもの

<p>5つの政策</p>	<p>① 生きがいと生業の力強い再生と発展</p> <p>② 健康で生き生きと楽しく暮らせるふるさとづくり</p>	<p>③ 情報通信技術（ICT）による新しい村づくり</p> <p>④ ふるさと資源のフル活用</p>	<p>⑤ 生き生きとした学びの場を育む</p>
<p>施策Ⅰ</p> <p>産業：一人ひとりの関わり合いで力を合わせ拡大させるまでいブランド 観光：資源にひと手間加えて築く観光以上移住未満の関係 移住：モノや心を分かち合い、ふんわりやっこく迎える村</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 農畜産業の担い手の確保 2. 農畜産業の環境づくり 3. ままでいブランドの確立・拡大 4. 里山の再生と林業の活性化 1. 商工業の振興 1. 戦略的な観光への取組み 2. いいたてファンの拡大 1. 父流入口の拡大 2. 移住・定住の促進 	<p>施策Ⅱ</p> <p>健康：食べて笑って楽しい健康づくり 福祉：「出番」を作るしかけづくり 移住：未来や心にやさしい環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 心と身体の健康づくり 2. 食による健康づくり 3. 医療の確保 1. 高齢者福祉 2. 子育て支援 3. 障がい者福祉 4. 生きがい支援 5. 人材の確保 1. 環境負荷の低減 2. 景観・環境美化 	<p>施策Ⅲ</p> <p>学校教育：竹のようにしなやかに石のようにどっしりと自らに誇りを持つ教育 社会教育：ふるさとをみつめ、ふるさとに学び、ふるさとと歩む教育 文化：いいたてを語り、いいたてを喰み、いいたてと過ごす文化</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 教育環境の充実 2. 教育活動の充実 3. 特色ある教育の推進 1. 土生子習・子ひの場の提供 2. スポーツ活動の充実 1. 文化・芸術の継承 2. 暮らしや文化の活性化 3. 芸術・文化活動の促進 	<p>施策Ⅳ</p> <p>防災：自分たちの安全は自分たちで守る強靱な地域防災 建設：助け合いで築く誰もが安心できる暮らし 行財政：連携して課題に立ち向かえる自立した地域</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 住民の防災意識の向上 2. 安全・安心の確保 3. 防犯・消防・火災予防 1. 道路・河川の維持・管理 2. 公共交通の確保 3. 住環境の維持・管理 1. 村民参画の推進 2. DXと効率的な行財政運営

人口増加策

現在、村は収入の多くを国や県からの財政支援で賄い、各種の自治体サービスを提供していますが、今後それらの財政支援は全国的な人口減少の中で縮小していくことが想定されます。一方で人口は、医療・福祉・子育てなどの「村民の今を支える」ための自治体サービスを提供する上での根幹であり、とりわけ、働き世代・子育て世代による「生産」「経済」活動が自治体サービスの財源となる税金などに直結します。このため、自治体サービスを提供すべき年代ごとの人口動態を予測しつつ、各世代への必要十分な自治体サービスを提供するため、「人口対策」に計画的に取り組むことが必要不可欠です。

なお、前期計画では、人口推計は記載したものの、明確な人口目標を示していなかったため、後期計画では人口目標を明示することとします。

この目標のため、私たち村に関わる人すべてが「ふるさとの担い手」として共通の認識を持ち、この「後期計画」を方針書として、それぞれの立場から村づくりを行っていくことが必要です。中でも今優先的にすべきことは「人口増加策」です。

今の飯舘村にとって、一口に人口と言っても、住基人口、村外居住人口、村内居住人口、なりわい人口、関係人口、交流人口など様々な形が挙げられます。本計画においては、短期的・中期的な取り組みとして「なりわい人口」と「村の人口」の2つに着目し、以下のように目標を設定します。

後期計画における飯舘村の人口目標

1. 村内の「なりわい人口」を増やす

・・・2030年に **約 1,570 人**

2. 「村の人口」(住基人口)の減少スピードを緩やかにする

・・・2030年に **約 4,200 人**

※上記2つの人口については、それぞれ以下のように定義します。

「なりわい人口」

- ・住民票の有無に関わらず、村で「生業(なりわい)」に携わる全ての人のこと
例：村の企業に勤める人、起業している人、農林畜産業等に携わっている人、なりわいづくりに向けて動いている人など

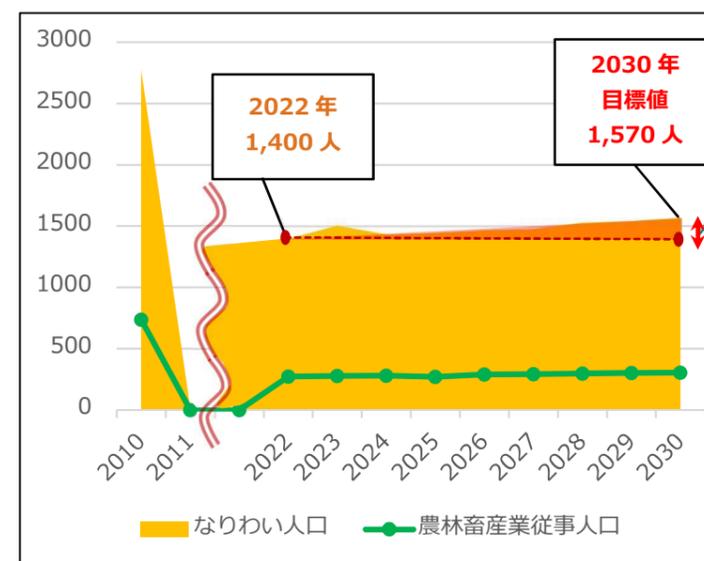
「村の人口」(住基人口)

- ・飯舘村の住民基本台帳に記載されている人口(法に基づく自治体人口)のこと

2030年までの飯舘村の人口目標

1 なりわい人口

村内の就業者について、2022年以降、平均して毎年約20人ずつ増加させることを目標とする。



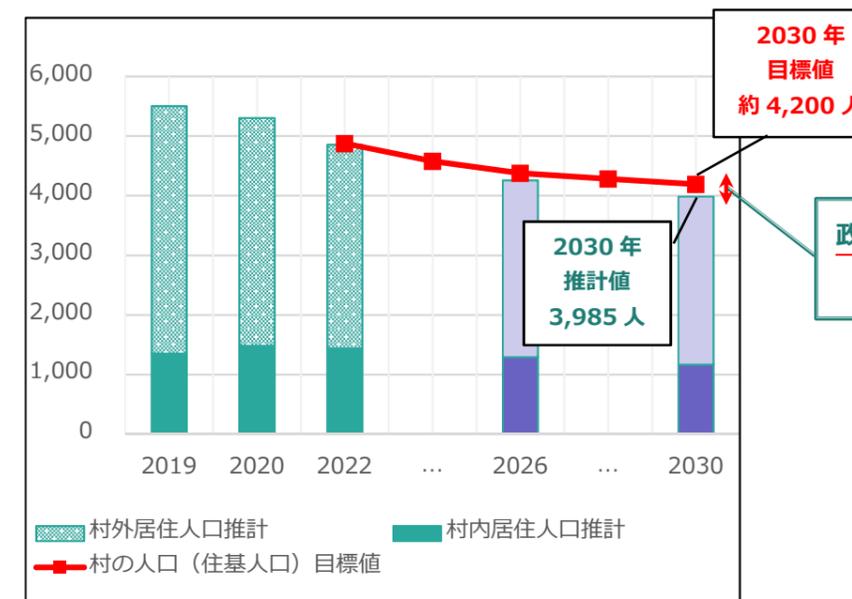
政策効果により
約 170 人の増加

農林畜産業従事者
・・・約 50 人増
企業社員・個人事業主等
・・・約 120 人増

※2022年以降のなりわい人口については、村内の商工会会員事業所、その他村内を拠点とする事業所および農林畜産業への従事者についてカウントしています。

2 村の人口(住基人口)

2022年以降、毎年20~30代の転入者を平均して約15名ずつ確保し続けることを目標とする。上記の「なりわい人口」も増加要因とする。



政策効果により
約 215 人の増加

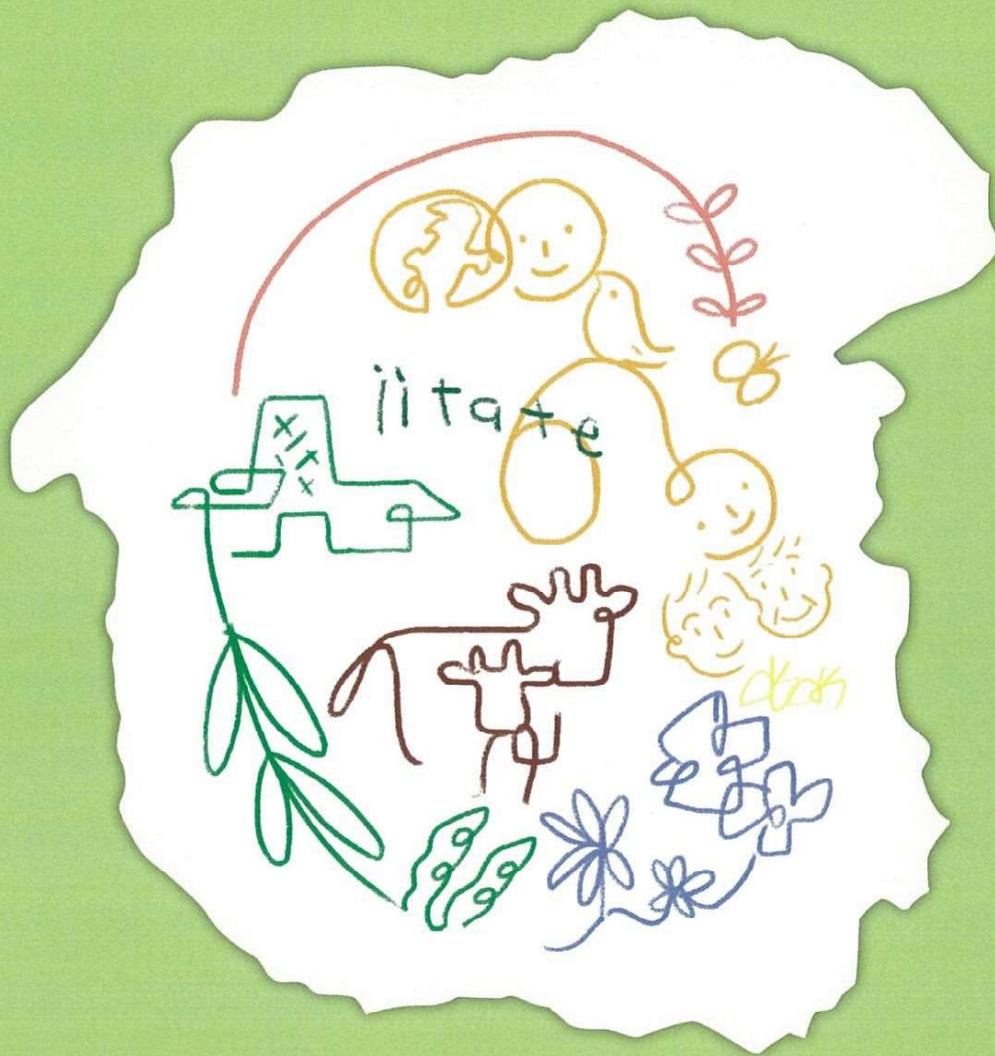
上記の人口目標を達成するために、村民はもちろんのこと、「なりわい人口」「関係人口」などを構成する全ての人々が「ふるさとの担い手」となって各種の施策・事業に参画していくこととします。



※抜粋版

ものは引き算、 こころは足し算の村づくり

ちょっと住む 時々住む ずっと住む
みんないいかも いいたて村



目次

■序論	4
第1章 計画の概要	5
(1) 総合振興計画とは	5
(2) 計画の構成と期間	5
(3) 計画の対象事業	5
第2章 計画策定に向けての基本認識	6
(1) 村の概況	6
(2) 村の財政状況見通しと人口推移	6
■基本的な考え方	8
■基本計画	16
第1章 計画体系	17
1-1 計画体系図	17
1-2 各分野のめざす姿	19
第2章 分野別計画	23
2-1 健康	23
2-2 福祉	29
2-3 環境	34
2-4 産業	36
2-5 観光	44
2-6 移住	46
2-7 学校教育	50
2-8 社会教育	54
2-9 文化	57
2-10 防災	61
2-11 建設	65
2-12 行財政	69
第3章 計画の推進に向けて	72
3-1 着実な実行のためのPDCA	72
3-2 小さなPDCA=単年度ごとの検証	73
3-3 大きなPDCA=計画の見直し	73
関連する総合計画等	74
第1章 飯舘村第5次総合振興計画	74
第2章 いいたてまでいな復興計画	77
第3章 飯舘村特定復興再生拠点区域復興再生計画	79
巻末資料	80

第1章 計画の概要

(1) 総合振興計画とは

総合振興計画は、本村の村づくりの指針を総合的・体系的にまとめた村の最上位に位置付けられる計画であり、福祉、産業、教育、防災といったすべての計画の基本となるものです。

これまで本村では第5次までの計画を策定したほか、東日本大震災により第5次総合振興計画が中断された際には「いいたてまでいな復興計画」を策定し、様々な復興事業を行ってきました。

この度、東日本大震災から10年が経過することに伴い、新しい村づくりを進めるため、「飯館村第6次総合振興計画」を策定しました。

・過去に策定した総合振興計画等

計画年	計画名
昭和43年	村勢振興計画
昭和52年	飯館村総合計画
昭和60年	飯館村第3次総合振興計画
平成6年	飯館村第4次総合振興計画
平成16年	飯館村第5次総合振興計画
平成23年	いいたてまでいな復興計画

(2) 計画の構成と期間

この計画は、「基本的な考え方」と「基本計画」から構成されています。計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間です。「基本的な考え方」は村づくりの方向性を示しています。「基本計画」は基本的な考え方に沿った村づくりのための方針や事業を示しており、重点事業は特に優先的に取り組むものです。

また、この計画は、地域福祉計画を含む内容とします。

なお、本計画を実施していくための実施計画については、別途、本計画を基に財政状況や地域ごとの状況を踏まえながら策定します。

(3) 計画の対象事業

この計画の対象事業は、村や村民が直接事業主体となる事業のほか、必要に応じて国、県及び民間等が事業主体となる事業も含めるものとします。

第2章 計画策定に向けての基本認識

(1) 村の概況

村は福島県の北東に位置し、浜通りに属していません。東西 15.2 km、南北 18.1 km、総面積は 230.13 km²です。総面積の約 75%が山林を占めています。相馬地方一高い花塚山などを除き、山地の傾斜はなだらかで、河川流域に耕地が開かれ 20 の集落が点在しています。

村のほぼ中央を通過する県道原町川俣線を利用すると、南相馬市原町区の中心部までは約 30 km、福島市までは約 40 kmです。



(2) 村の財政状況見通しと人口推移

村の財政状況について、令和 2 年度から令和 7 年度までの見通しは次のとおりです。令和 2 年度以降は、一部復興事業は残りますが、収入見込額、支出見込額ともに段階的に減っていく見通しです。

今後は通常事業が主になりますが、復興期間で建てられた施設の維持管理費は以前よりも高い水準で推移することが見込まれるため、貯金（基金）の積立をするなど、将来を考えた財源の確保が必要です。

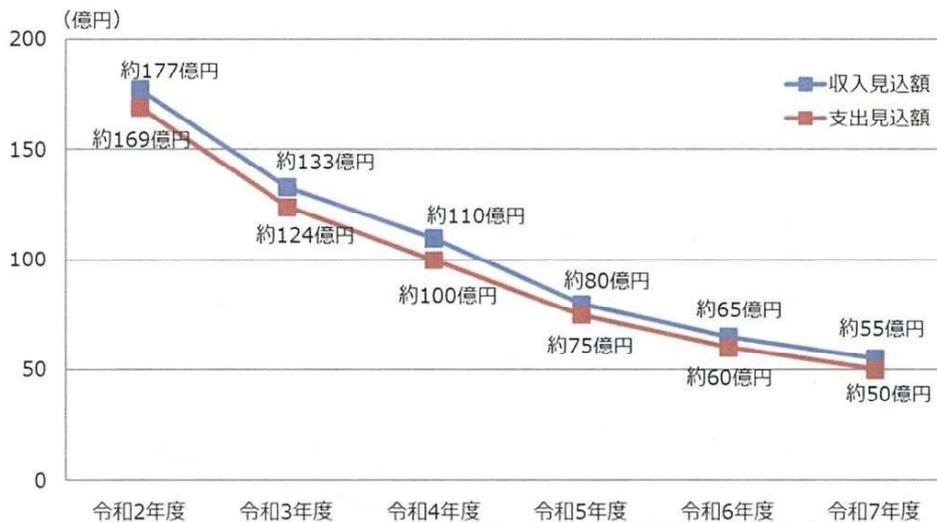


図. 今後5年間の財政の見通し（飯舘村）

村の地方債期末現在高の令和 2 年度から令和 7 年度までの見通しは次のとおりです。村では近年、借金はあまり借りずに、少しずつ返済をしているので、借金の残高は減少していく見込みです。今後も事業を十分に精査して、借金を増やさないような財政運営に努めていきます。

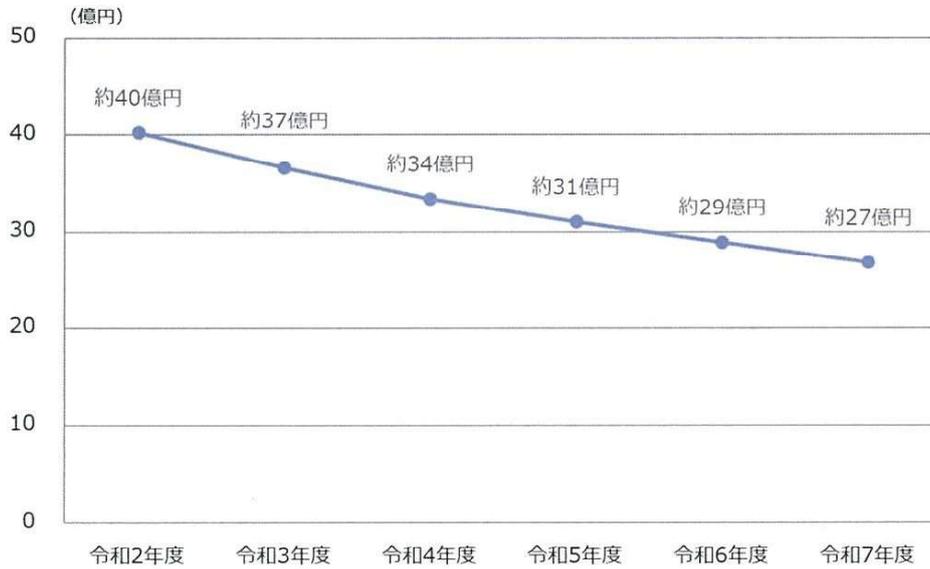


図. 村の借金（地方債期末現在高）の推移

平成 24 年以降の人口については、平成 27 年の 6,723 人を頂点として減少傾向にあり、令和 2 年 3 月 1 日時点において 5,438 人（避難者数 4,023 人、村内居住者数 1,412 人、不明 3 人）となっています。

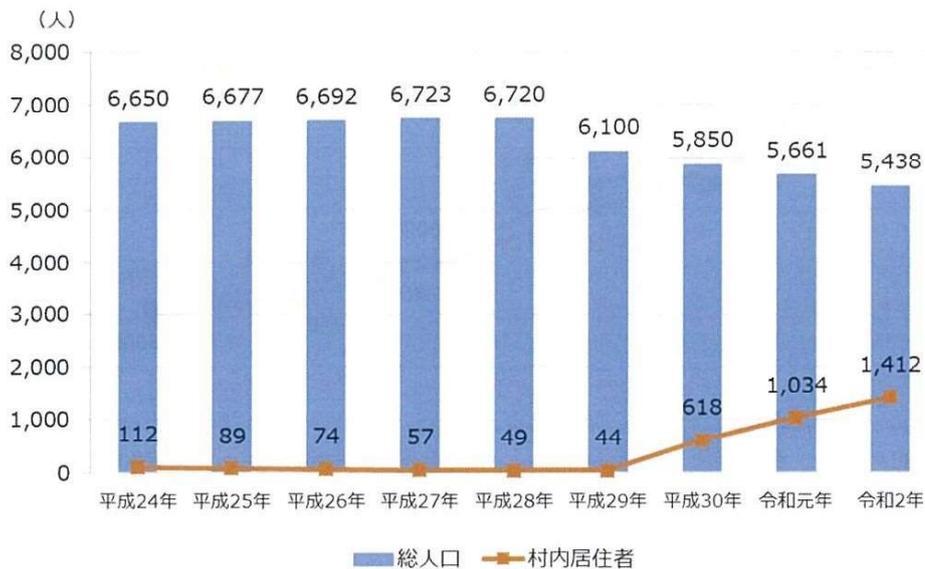
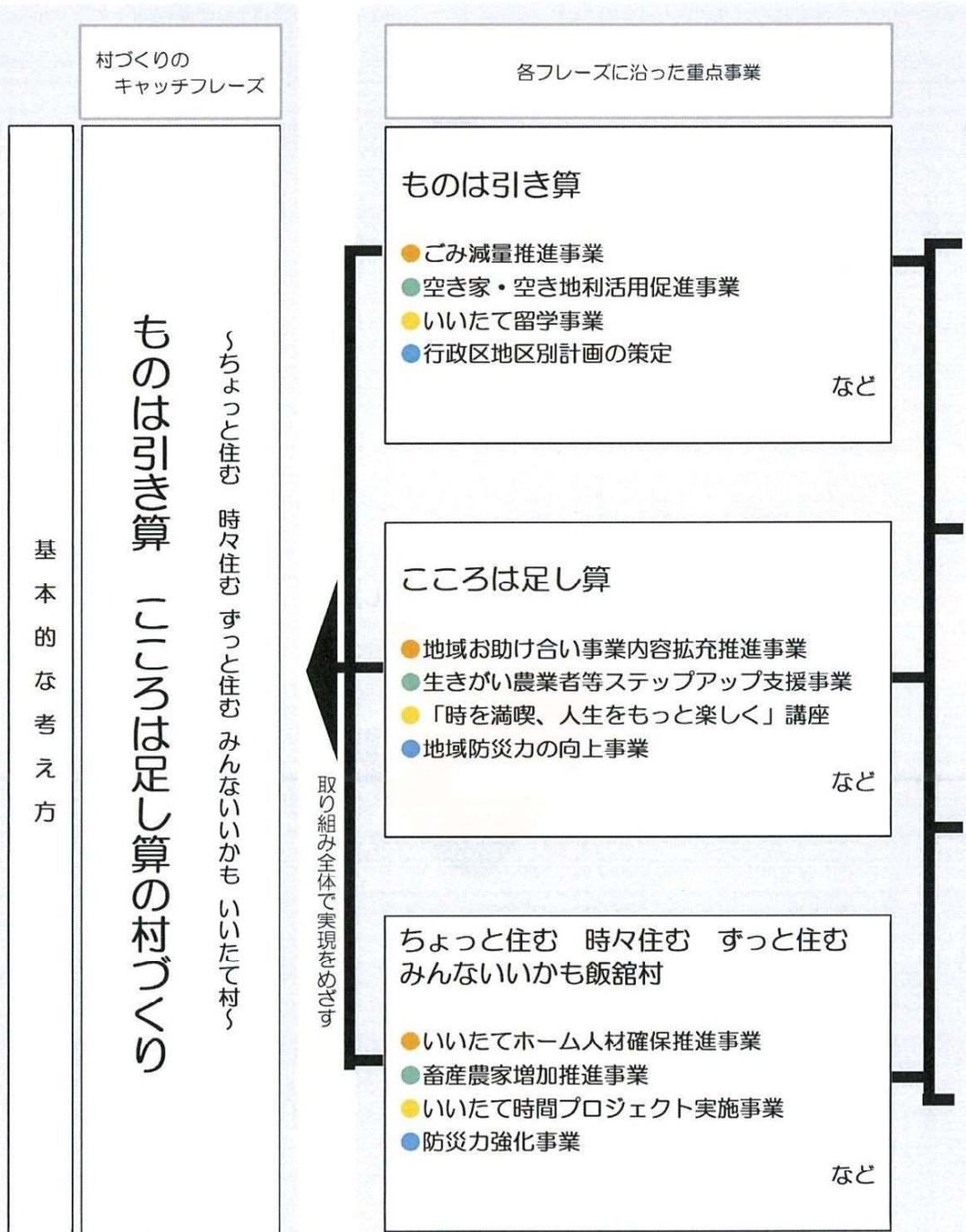


図. 村の人口推移（住民基本台帳 各年 3 月 1 日現在）

第1章 計画体系

1-1 計画体系図



【重点事業種別】 ● 健康・福祉・環境分野 ● 産業・観光・移住分野
● 教育・文化分野 ● 防災・建設・行財政分野



1-2 各分野のめざす姿

健康
福祉
環境

ゆったり流れる時間の中で
「元気かい？」から始まる 心地いい関係のある村へ

温かな声かけから始める交流を通じて、生きがいを持って健やかに暮らすことのできる村を目指します。

健康	現況	健康によい昔ながらの料理を食べる、村民同士で集まる、農作業や孫の世話で体を動かす等の機会が大きく減っています。
	めざす姿	<p style="text-align: center;">食べて笑って楽しい健康づくり</p> <p>誰もが参加できる食べて笑って楽しく健康づくりができる機会を創出し、健康によい作物や食べ方を推進し、郷土食の継承と村民の健康維持・向上を進めます。</p>
福祉	現況	村内で暮らす方が少なくなり、高齢化が進んだ今だからこそ、お互いさまの気持ちで支え合う暮らし方や生活の知恵の伝承が大切です。
	めざす姿	<p style="text-align: center;">「出番」を作るしかけづくり</p> <p>高齢でも健康な方が、近所の方の送迎をしたり、子どもたちに郷土食を学び伝える役割を担ったり、できる人ができる時にできることを助け合う「出番づくり」で、支え合いの村づくりを進めます。</p>
環境	現況	地球規模の環境問題への対応として、かつてのような循環型の村づくりを目指していく必要があります。
	めざす姿	<p style="text-align: center;">未来や心にやさしい環境づくり</p> <p>環境問題への対応は、未来の誰かを思う心の交流でもあります。村が100年後も持続可能な村であるために、他の誰かを思う心を育て、暮らしの中の様々な場面での気遣いを増やし、環境負荷の軽減を行うことで、未来や心にやさしい環境づくりを進めます。</p>

産業
観光
移住

どこに暮らしていても参加して楽しい
新しい豊かさを感じる村へ

村に想いを寄せる方々との新しい関わり合いや村民の新しい暮らしを尊重し、新しい豊かさを感じる産業を作り出す村を目指します。

各分野のめざす姿

産業	現況	農業者や商工業者は再開にあたって「人手が足りない」「相談できる相手がない」という声がある一方で、「農家を手伝いたくても情報がない」「相談してもらえればアドバイスできるのに」という声もあります。
	めざす姿	<p>一人ひとりの関わり合いで 力を合わせ拡大させる まいでいブランド</p> <p>村ではこれまで「農」の再生へ向けて「生きがい農業」や「なりわい農業」など農家の希望に応じた農業プランを展開してきました。また、新たな法人の立ち上げや、起業の動きが少しずつ進んでいます。今後も一人ひとりの活躍の場を広げ、まいでいブランドの拡大を図ります。</p>

観光	現況	花・神社・公園・湖・豊かな田園風景、地元のおいしい野菜や料理、新しいお菓子、そして村が積み重ねてきた震災に関する貴重な学び。村を学び、観光し、好きになる方は少なくありませんが、情報発信は工夫の余地がありそうです。
	めざす姿	<p>資源にひと手間加えて築く 観光以上移住未滿の関係</p> <p>農村風景や季節ごとに感じる草花などの自然の匂い、星空などの観光資源を活かし、村でしかできない体験やモノにひと手間加え、情報発信を充実することで、心のふるさとになるような観光客より深い関係性づくりを目指します。</p>

移住	現況	震災後、100人程の新しい村民が定住していますが、以前から住んでいた村民と交流する機会が少なく、交流したくてもできないという方がたくさんいます。
	めざす姿	<p>モノや心を分かち合い ふんわりやっこく迎える村</p> <p>これまでに整備された施設や空き家などの既存資源の活用、村民の活躍に加え、村に想いを寄せる方の協力など新たな風も取り入れていくことが重要です。様々な方が互いに関わり合い、“ふんわりやっこく迎える”関係を構築していきます。</p>



いいたてに生きる精神文化を紡ぎ、
自らに誇りをもつ村へ

ふるさとを改めて見つめ直す教育を通じて、子どもも大人もともにいいたての文化を取り戻し、自らに誇りをもつ村を目指します。

学校教育	現況	村の子ども達は、かつての村の姿や暮らしを実際に見ることが叶わず、今の村の現状も歩いて見て回るという機会が多いとは言えません。村の歴史と今を楽しくもっとたくさん学べる学校が期待されています。
	めざす姿	<p style="border: 1px solid #FFD700; padding: 5px; text-align: center;">竹のようにしなやかに、石のようにどっしりと、自らに誇りをもつ教育</p> <p>義務教育学校がスタートし、学年や学校の区切りに捉われない、長期的な視野で一人ひとりの子どもと向き合う教育が可能となります。この利点を活かして個性と生きる力を育み、地域の大人と協力しながら、ふるさとの誇りを抱ける教育を進めます。</p>
社会教育	現況	村民同士の交流の機会が減少し、村の活動に参加する機会も減ってきています。子どものことや楽しいことを通じて、それぞれができる形で、ふるさとと自分のつながりを取り戻せる社会教育が必要です。
	めざす姿	<p style="border: 1px solid #FFD700; padding: 5px; text-align: center;">ふるさとをみつめ、ふるさとに学び、ふるさとと歩む教育</p> <p>子どもだけでなく、大人も、もう一度村と関わりを深め、「やっぱり飯舘がいいね」と、ふるさとの誇りを持てる「学び合い」を目指します。暮らしの技術や村の自然を活かしたプログラムなどを通じ、様々な関係性でふるさととつながる仕組みをつくります。</p>
文化	現況	これまで当たり前とされていた村特有の文化が継承されにくくなっています。風土と暮らしの知恵の結晶である食文化や、代々受け継がれてきた地域の伝統芸能や伝承・物語を受け継ぎ、楽しめる村が必要です。
	めざす姿	<p style="border: 1px solid #FFD700; padding: 5px; text-align: center;">いいたてを語り、いいたてを喰（は）み、いいたてと過ごす文化</p> <p>暮らしの知恵や風習も含めて文化であり、村を離れたとしても人によって継承されていく文化もあります。共同体のルーツであるいいたての物語・食・芸能を尋ね、新しい価値を加えながらふるさとの文化を継承することを目指します。</p>

防災
建設
行財政

足もとからの将来づくりを「支え合い」で進める村へ

これまで村を支えてきた行政区の活動など、足もとの生活基盤やつながりを再び強め、支え合いで進める村を目指します。

各分野のめざす姿

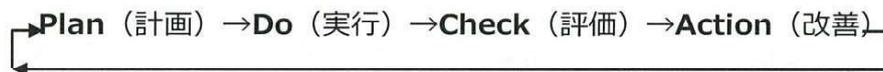
防 災	現況	震災を経験し、最近では令和元年の台風19号もあり、地域ごとの防災の必要性が認識されるようになりましたが、地区防災組織は人口減少、高齢化等により維持がむずかしくなっています。
	めざす姿	<p style="text-align: center;">自分たちの安全は自分たちで守る強靱な地域防災</p> <p>安全で安心して暮らせる村を目指し、地域ごとのハザードマップ作成などを通じて、協力体制を再構築するとともに、防災への意識付けや防災活動の強化を図ります。また、誰もが災害時に必要な情報を得られる仕組みづくりを目指します。</p>
建 設	現況	免許を返納した高齢者の増加が予測されるとともに、生活の利便性や安全性向上が課題となっています。また美しい村の維持に向けて、景観の保全や活用も改めて村全体で考えていく必要があります。
	めざす姿	<p style="text-align: center;">助け合いで築く誰もが安心できる暮らし</p> <p>車を持たなくても生活できるよう、交通手段の整備を目指すとともに、生活基盤の維持による安全で暮らしやすい村づくりを進めます。「日本で最も美しい村」連合加盟自治体として景観づくりを進めます。</p>
行 財 政	現況	これまでの総合振興計画では行政区ごとの地域別計画やつながりプランを策定していました。村民や各行政区が支え合いや連携により自立していくことが、村が自立することにつながります。
	めざす姿	<p style="text-align: center;">連携して課題に立ち向かえる自立した地域</p> <p>今後は、行政区間で連携しながら地域コミュニティによる地域づくりを進めていくため、行政区ごとに将来計画を策定します。また、村民の自立と行政に頼りすぎない暮らしを目指し、行政と村民の役割分担を明確にするとともに、村民参加により総合振興計画の実現を図ります。</p>

第3章 計画の推進に向けて

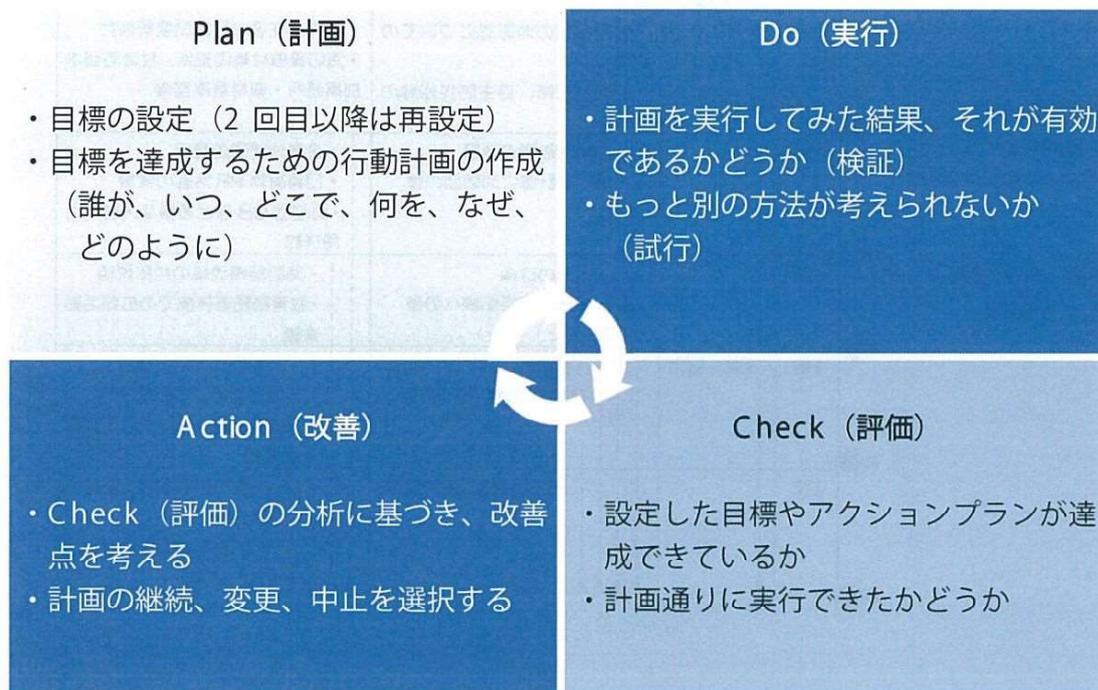
3-1 着実な実行のためのPDCA

計画は実行されなければ意味がありません。本計画においてもPDCAを回すことで計画の実現性を高めます。

PDCAとは、継続的な業務の改善を促す手法のことです。以下の4つの頭文字を取った名称で、4つの段階を繰り返し行うことにより改善を重ねることを「PDCAを回す」といいます。



多くの企業や自治体の計画推進のために用いられており、飯館村第5次総合振興計画においても、(数値)目標を設定し、中間年次に村民や福島大学の学生を交え、検証を行いました。



本計画においては単年度ごとの検証による小さなPDCAと、中間年度と最終年度の見直しによる大きなPDCA、大小2つのPDCAを回すことにより、着実な実行をめざします。

3-2 小さなPDCA=単年度ごとの検証

重点施策として掲げた諸施策を総合的かつ効果的に実施していくため、毎年度成果検証を行い、計画の見直しや今後の予算編成等へつなげていきます。

3-3 大きなPDCA=計画の見直し

本村を取り巻く状況や村民の意向等に合わせ、中間年度である令和5年度に計画の見直しを行います。計画の推進状況を確認し、その成果をその後の展開に活かすため、4つの専門部会を再度開催するなど、村民参加型の見直し体制を構築します。

例) 防災分野 消防体制充実・強化推進事業

【工程表】

年度	全体	消防機関・企業等	村(総務課)
R3	<ul style="list-style-type: none"> 地区別計画策定とあわせて見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 地区相互間の連携強化 村内企業消防組織との合同訓練 村内企業の消防隊についての説明 消防団組織、自主防災組織の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 消防団幹部会議の開催 村内企業に対するの説明と協力依頼 村内滞在者の団員制度等検討 消防資機材車両更新、村消防団本部事務所・資材倉庫整備
R4		<ul style="list-style-type: none"> 企業消防隊の発足 地区別計画に消防団の参加 	<ul style="list-style-type: none"> 企業消防隊の発足 団員募集PR活動の実施 消防団OBなど多様な人材の活用検討
R5		<ul style="list-style-type: none"> 組織の改編 村総合防災訓練への参加 	<ul style="list-style-type: none"> 消防組織改編の村民説明 教育機関等外部での広報活動実施
R6	<ul style="list-style-type: none"> 充実・強化 	<ul style="list-style-type: none"> 消防団、自主防災組織、企業消防隊の訓練実施 	<ul style="list-style-type: none"> 上記団体の協力支援 役場消防隊の訓練実施 役場組織内の災害図上訓練の実施
R7		<ul style="list-style-type: none"> 消防機関の連携訓練 	<ul style="list-style-type: none"> 消防機関の連携訓練の協力支援 役場組織内の災害対応訓練の実施

年度末に検証工程通りか？

見直し体制構築全体の見直し

令和5年度当初予算の概要

(総務課財政係 電話 0244-42-1612)

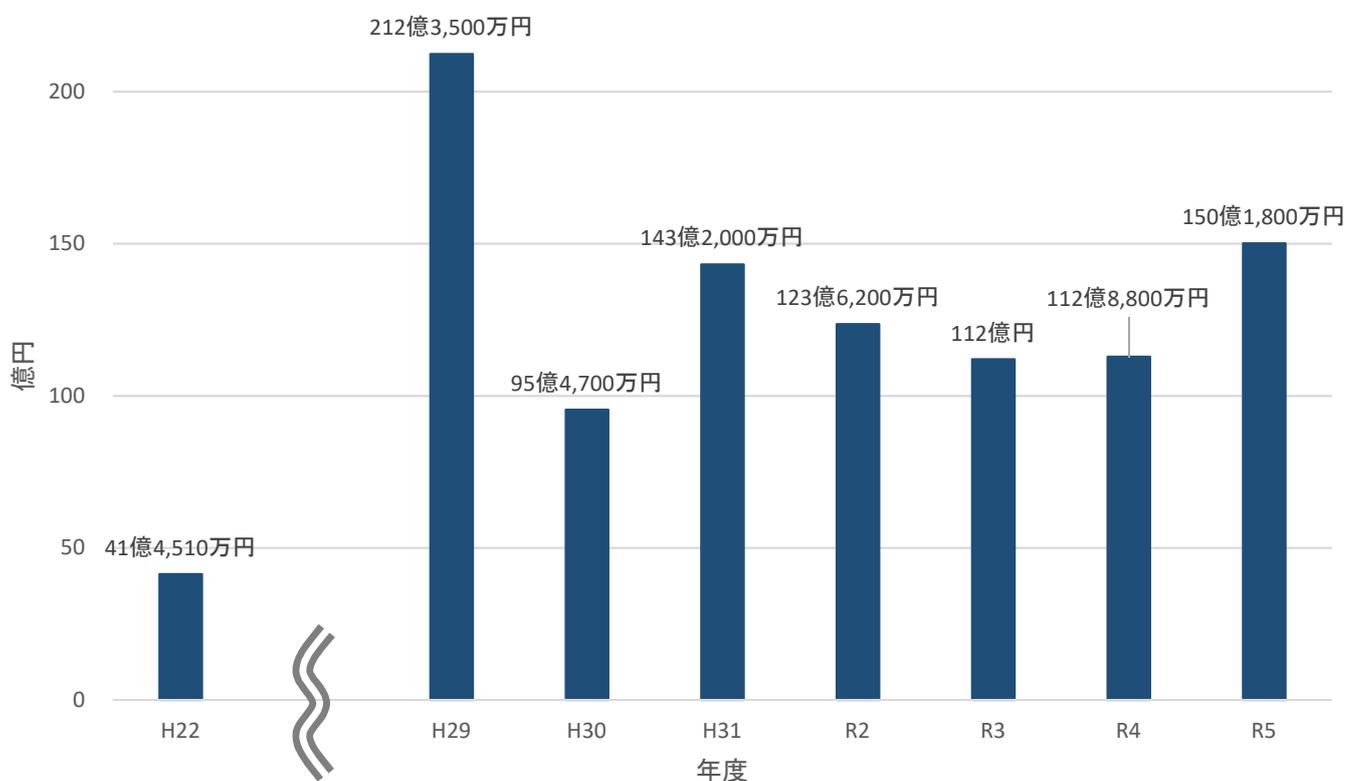
令和5年度一般会計当初予算額は、150億1,800万円(前年度比+37億3,000万円)です。
また、予算額に占める復興・創生事業分の割合は74%(111億1,178万円)となっています。

主な増減項目は、

- ・木質バイオマス施設等緊急整備事業(令和5年度事業費44億903万円) 32億4,721万円の増
- ・新規就農者技術習得管理施設整備事業(同3億3,566万円) 3億3,566万円の増
- ・農業基盤整備促進事業(同13億5,965万円) 3億1,270万円の増
- ・村道維持補修事業(同4億1,062万円) 5億4,942万円の減
- ・宿泊体験館きこり宿泊棟改修事業(令和4年度で終了) 3億5,050万円の減

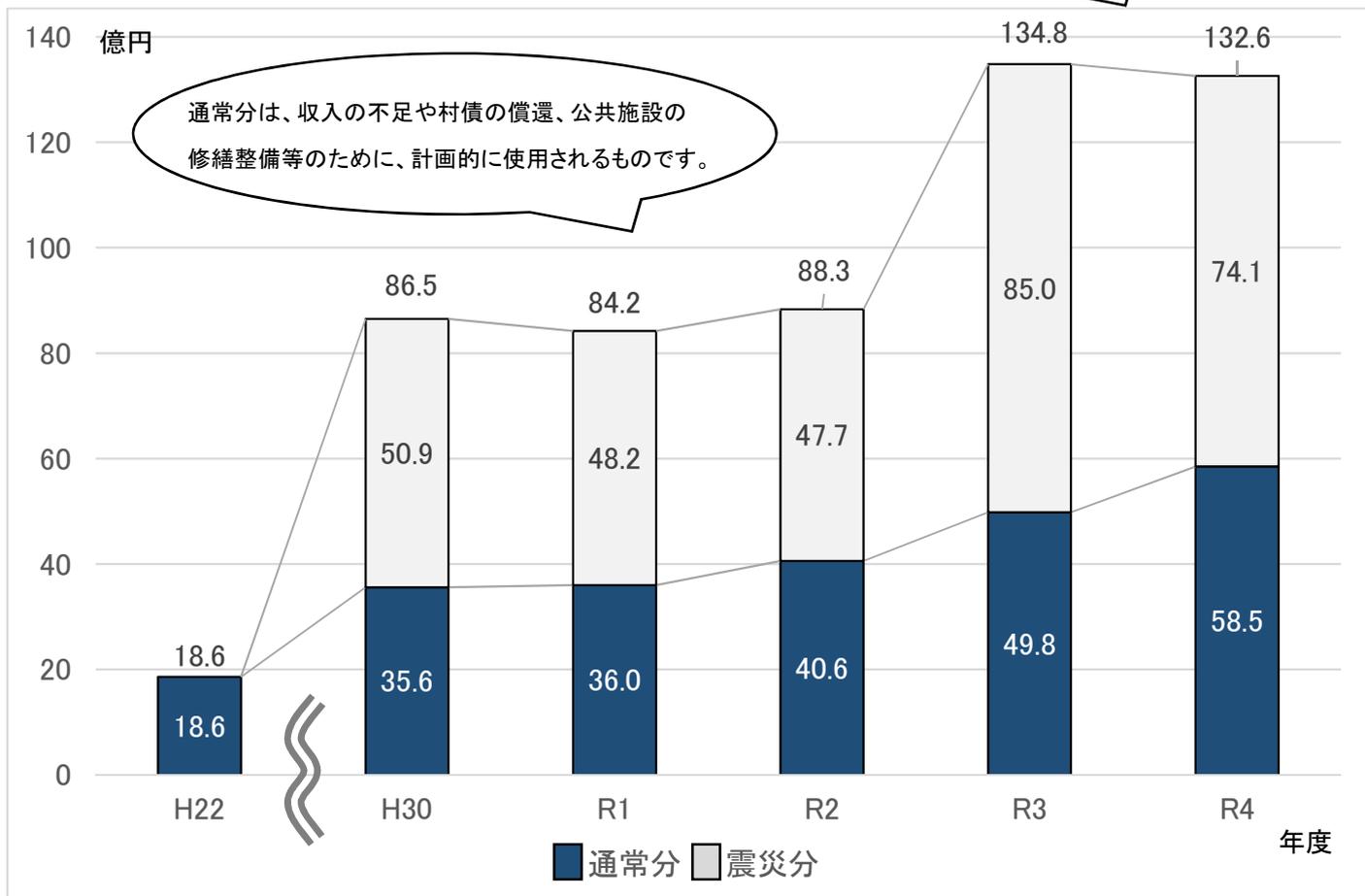
となっています。

一般会計当初予算額の推移



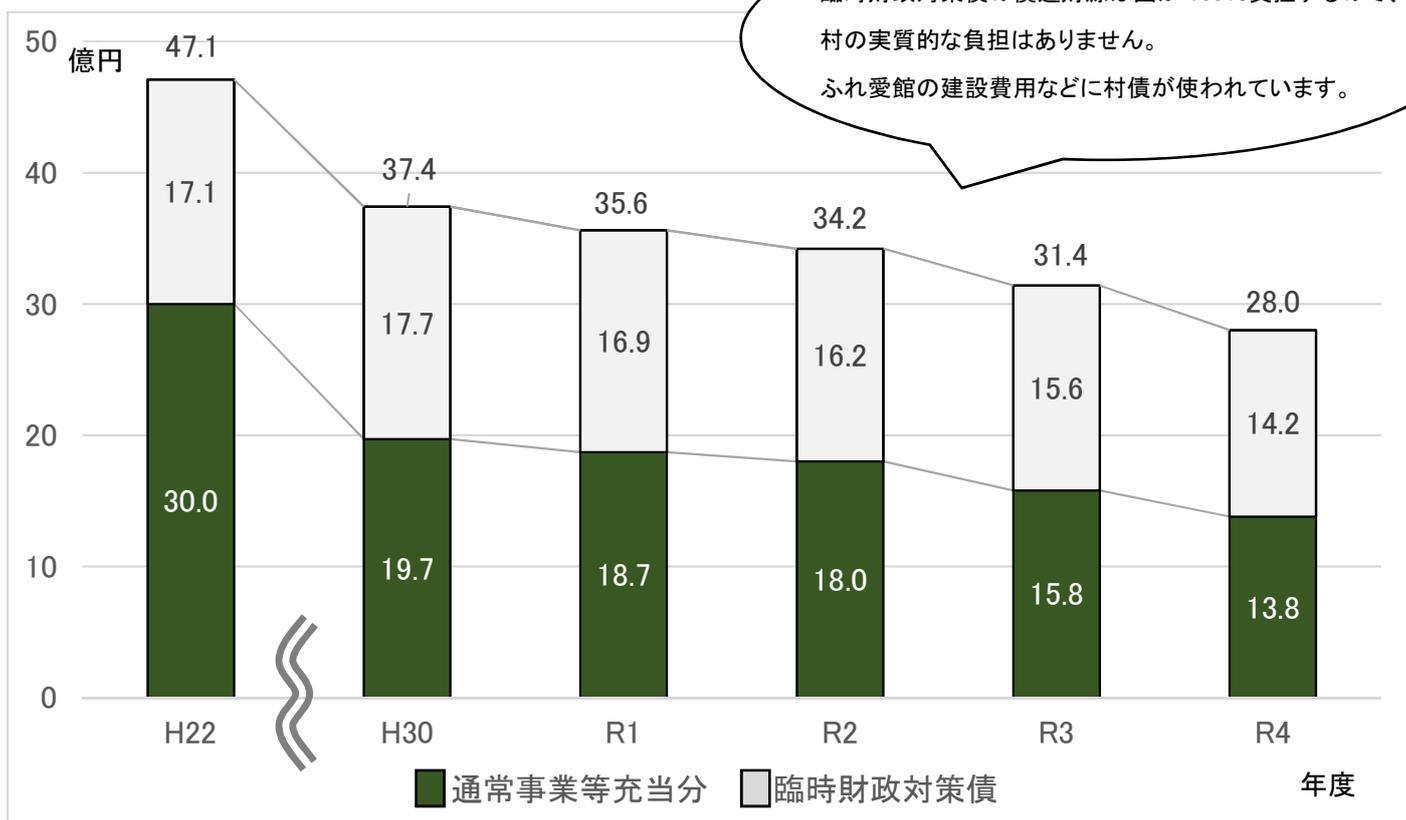
【基金残高の推移(一般会計)】

震災分は、復興が進むにつれて減少します(最終的にはゼロになります)。



【村債残高の推移(一般会計)】

臨時財政対策債の償還財源は国が100%負担するので、村の実質的な負担はありません。ふれ愛館の建設費用などに村債が使われています。



【村政方針】

明日が待ち遠しくなるような、わくわくする楽しいふるさと

5つの重点施策と主な事業

2つの視点：「村民の今を支える」「村の将来への布石」

4つの指標：「次世代・継承」「なりわい」「10年後を見据える」「帰還困難区域」

①生きがいと生業の力強い再生と発展 76億6,187万円

- ・木質バイオマス施設等緊急整備事業（44億903万円）
 - ・農業基盤整備促進事業（13億5,965万円）
 - ・福島県営農再開支援事業（7億7,449万円）
 - ・ふくしま森林再生事業（4億1,669万円）
 - ・【新】新規就農者技術習得管理施設整備事業（3億3,566万円）
 - ・【新】未来へつなぐ農業支援事業（4,300万円）
 - ・事業再開帰還促進事業（1,200万円）
 - ・ふるさとの担い手スタートアップ事業（750万円）
 - ・畜産再開素牛導入事業（480万円）
 - ・あぶくまもち生産推進事業（374万円）
 - ・【新】持続的畑作生産体系確立緊急支援事業（82万円）
- …木質バイオマス施設等の整備
 - …暗渠排水、用排水路の整備等
 - …農地の地力回復、鳥獣被害対策等の支援
 - …森林施業計画の策定、施業実施
 - …新規就農者技術習得管理施設の建設
 - …農畜産業の生産性向上、技術継承等に係る支援
 - …夏まつり等イベントの開催
 - …新規起業家に対する支援
 - …素牛導入費用の助成
 - …あぶくまもちの生産推進支援
 - …種ばれいしょの供給力強化、需要創出等の支援

②健康で生き生きと楽しく暮らせるふるさとづくり 5億9,475万円

- ・村外介護サービス等送迎事業（4,835万円）
 - ・サポートセンター運営事業（4,521万円）
 - ・総合健診事業（3,530万円）
 - ・予防接種事業（2,323万円）
 - ・訪問診療事業（1,356万円）
 - ・【新】赤ちゃん誕生祝金事業（500万円）
 - ・【新】地域活動支援センター運営事業（206万円）
- …要介護者等を村外の介護サービス事業所等へ送迎
 - …サポートセンターつながっぺの運営
 - …各種健診、人間ドックの実施
 - …各種予防接種の実施
 - …医師による訪問診療等
 - …新生児誕生を祝う祝金の支給
 - …障がい者のための集いの場の設置運営

③情報通信技術（ICT）による新しい村づくり 4,409万円

- ・村民コミュニティ構築支援ICT事業（3,397万円）
 - ・学校ICT教育推進事業（1,012万円）
- …イタネちゃんお知らせアプリ等の運用等
 - …専門員の配置等によるICT教育の推進

④ふるさと資源のフル活用 3億7,179万円

- ・交流・移住・定住等促進事業（8,150万円）
 - ・地域おこし協力隊活動事業（3,719万円）
 - ・いいたて魅力向上発信事業（2,996万円）
 - ・空き家・空き地バンク登録推進事業（2,023万円）
 - ・みがきあげよう！ふるさと補助金（1,495万円）
 - ・移住・定住促進ツアー企画運営事業（1,376万円）
 - ・いいたてYOITOKO発見！ツアー事業（677万円）
- …移住相談窓口の運営、移住情報の発信等
 - …地域おこし協力隊による地域振興活動等
 - …大都市等でのイベント開催、産品開発等
 - …空き家・空き地バンクへの登録推進
 - …地域の魅力向上に取り組む行政区活動を支援
 - …移住体験ツアーの企画運営
 - …村文化遺産等村の魅力を経験するツアーの開催

⑤生き生きとした学びの場を育む 1億5,637万円

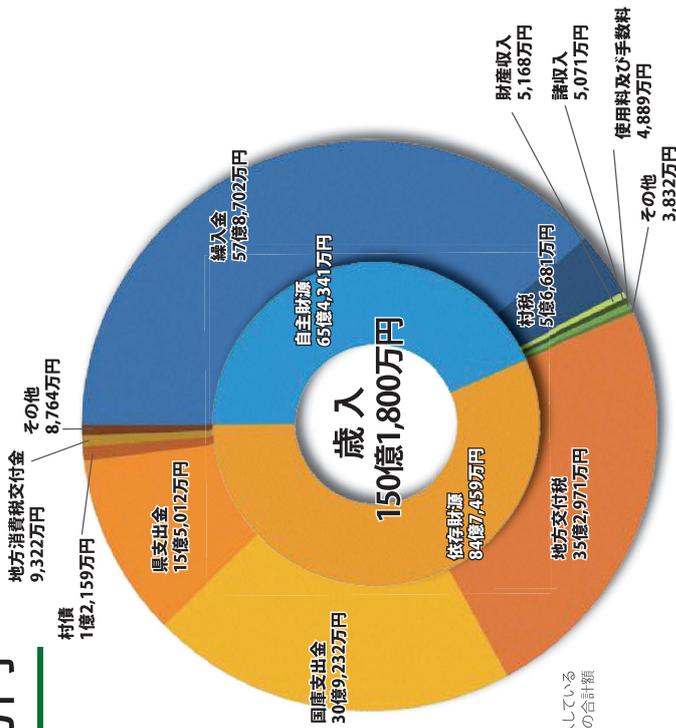
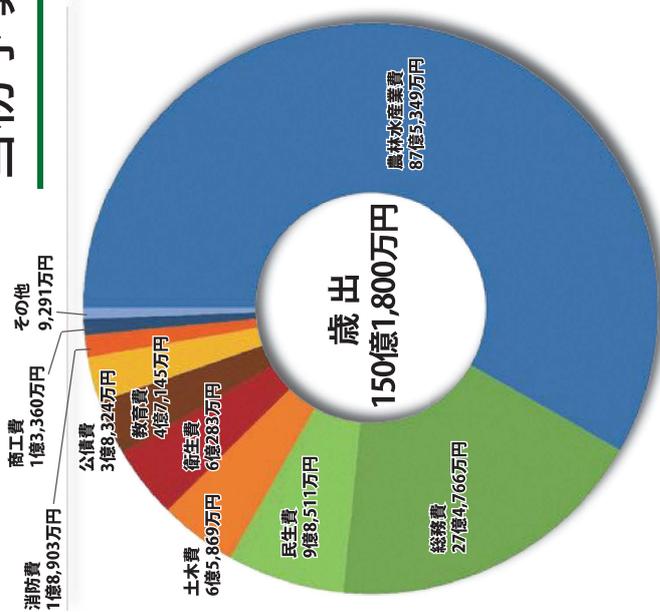
- ・被災児童生徒等就学支援事業（1,800万円）
 - ・【新】子育て応援支援金事業（1,350万円）
 - ・いきいきわくわく学びの旅事業（723万円）
 - ・自主文化事業（266万円）
 - ・幼児就園支援事業（207万円）
- …児童生徒に対する就学費用の支援
 - …小中学校、高校への進学費用を支援
 - …義務教育学校5～6年生を対象にした体験学習
 - …文化イベント等の開催
 - …認定こども園園児に対する就園費用の支援

その他の主な重点事業 20億9,561万円

- ・村道維持補修事業（4億1,062万円）
 - ・【新】モニタリングマップ作成事業（1億2,749万円）
 - ・食品放射性物質測定事業（3,370万円）
 - ・まていな心の復興事業（1,350万円）
- …舗装機能回復工事等
 - …村内全域の空間放射線量を示す地図の作成
 - …食品放射性物質の測定
 - …村民の絆を深める活動の支援

令和5年度

当初予算150億1,800万円



金額は1万円未満を四捨五入しているため、各項目の合計額と全体の合計額が一致しない場合があります。

令和5年度一般会計

歳出

令和5年度における村の支出総額

昨年度に続き「村民の今を支える取り組み」「村の将来への布石となる取り組み」の2つの力点のもと、①次世代継承、②なりわい、③10年後を見据える、④帰還困難区域という4つの指標を設けて事業の組み立てを行っています。また復興創生期以降も継続すべき事業、民間活力や新たな担い手に移行すべき事業、復興創生期終了と共に縮小・廃止していく事業など、将来予測を踏まえた事業の組み立てにも注視して、予算財源の検討を行いました。

一般会計当初予算は150億1800万円であり、対前年度比33%、金額の増となりました。歳入の半分以上が依存財源によるものですが、前年度に比べ自主財源の割合が大きくなっています。令和5年度の予算は、「明日が待ち遠しくなるような、わくわくする楽しいふるさと」の実現を目指す3回目の当初予算となります。また、国が定める第2期復興創生期間の中間年にあ

令和5年度一般会計

歳入

令和5年度における村の収入総額

令和5年度当初予算

令和5年度一般会計当初予算額は、150億1,800万円であり、過去2番目に金額が大きい当初予算となりました。「村の将来への布石」となる事業として、令和5年度は、「昼間人口」(日中に村内で働く人や活動する人、交流する人)をこれまで以上に増加させるよう取り組みを進めます。また、子どもの誕生を祝い、子育てするご家庭、就学・進学する児童生徒を応援する事業を新設し、村の希望であり宝である子ども達や次世代人材を、内外の隔てなく、強力で支援することとしています。また、復旧・復興事業分の予算額は約111億円であり、予算全体の約74%を占めています。

令和5年度

特別会計

特定の事業を特定の入行うため、一般会計とは分けて設けた会計です

- 国民健康保険特別会計..... 7億9,461万円
- 簡易水道事業特別会計..... 1億5,719万円
- 農業集落排水事業特別会計..... 5,276万円
- 介護保険特別会計(事業勘定)..... 10億5,637万円
- 介護保険特別会計(サービス勘定)..... 659万円
- 後期高齢者医療特別会計..... 7,685万円

飯舘村から始まる森林再生と未来志向型農業体系 ～木質バイオマス発電施設整備計画～ の検討成果について

村民の皆さまへ

広報令和3年4月20日号
同封にて全戸配布

飯舘村長 杉 岡 誠
(公 印 省 略)

1、はじめに

村では、村面積の約70%を占める森林を再生し、あわせて未来志向型の農業体系を構築することを目的とした「木質バイオマス発電施設」整備の可能性について検討を進めて参りました。

実務的には、令和2（2020）年6月に村が事業者を公募して、外部有識者を含む第三者委員会での選考により、同年7月、事業会社に「飯舘バイオパートナーズ株式会社」（略称：IBP）が選定され、IBPが環境省の仮設減容化施設の跡地（蕨平地区：令和3年3月末運用終了）を事業の実施場所として活用した場合の「木質バイオマス発電施設」整備について、計画を検討して来たところです。

また、これまでに蕨平地区、小宮地区などで複数回の関係者説明会・意見聴取会を開催させていただき、広報いいたて、IBPホームページなどを通して、取り組み概要をお知らせして参りました。

この事業は、国の交付金制度を用いて民間事業者によって進められるものですが、この度、行政区総会での議決等を経て、蕨平行政区から村に対して事業実施の了承を含む意見をいただきましたので、本村として、地区からの意見を十二分に踏まえてさらに精度を上げることを前提に、この事業計画を以て国に交付金申請をすることといたしました。

つきましては、コロナ禍での実施が困難な住民説明会に代えて、飯舘村議会及び関係機関にご説明し、一定のご理解をいただいた資料等を検討成果としてまとめ、全世帯に配布いたします。

村民の皆さまには、ご意見等がございましたら、担当までお寄せいただきたく、ご案内申し上げます。

※「木質バイオマス」とは

「バイオマス」とは化石燃料（石油・石炭等）を除く動物や植物由来のエネルギー資源の総称です。
ここで使用している「木質バイオマス」とは「木材（樹皮、間伐材等）を原料とした燃料」のことです。

2、事業の効果

この事業を実施することにより、以下のメリットがあると想定しています。

(1) 里山の再生を図ることができます。

- ・山の手入れが進むことにより里山の再生が図られます。
- ・放射性物質対策を徹底することにより、バーク（樹皮）や間伐材などの利活用が難しいとされる木質資源（裏面Q2）を、木質バイオマス発電燃料として、安全かつ有効に活用できます。
- ・森林の適正な間伐により、災害防止、治水機能強化、生態系保全が図られます。
- ・森林施業を進めることにより、イノシシなどの獣害を低減することが期待できます。
- ・森林材の伐採・搬出を進めることによる残存放射性物質量の減少が期待できます。



(2) 村経済の活性化、村民所得の向上を図ることができます。

- ・建設・運営関係者などの来村者数が増えることで、人口増加、村内での飲食や買い物等の増加、それらに付帯した経済の活性化、商業施設等の持続的な運営などが見込まれます。

工事作業員	2年間で延べ	84,000人
定期検査作業員	1年間で延べ	450人
施設見学者	1年間で延べ	1,000人（期待値）

固定資産税	20年間合計	9.3億円（変動有）
法人村民税	20年間合計	0.6億円（変動有）
個人村民税	（副次的な経済効果によるものを含む）	



事業のしくみ（イメージ）

- ・利用が停滞していた木材を燃料として購入することにより、森林施業を再開・発展させ、さらに森林材の経済的価値を再生することができます。
- ・従業員（想定数：発電所員~~22~~20人程度）を地元採用することにより雇用が創出されます。
- ・事業会社による地域と連携した地域維持活動が図られます。

(3) 「ふくしま全体の復興」に貢献できます。

- ・森林の適正な間伐を促進することにより、林業関係者の雇用を拡大し、輸送業務などの間接雇用を含めて、より広域的な地域経済の活性化を図ることができます。

(4) 「脱炭素社会」の推進に貢献できます。

- ・再生可能エネルギーである木質バイオマス発電により二酸化炭素排出量を削減（裏面Q4）できます。

(5) 「未来志向型農業」の振興を図ることができます。

- ・花卉などの施設園芸を振興するうえで必要不可欠な冬季間の「熱供給」が可能となります。
- ・林業、エネルギー、環境、農業を一体的に学べる場を提供することができます。

3、事業構想・安全対策

この事業では、燃料として活用する木質バイオマスに放射性物質が付着または含有している場合も想定して、木質バイオマス発電設備の構造等を検討してきました。

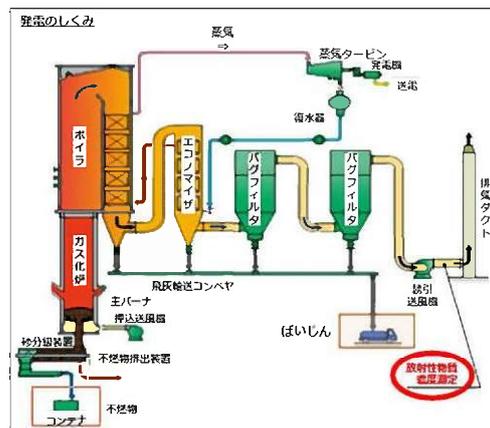
この結果、放射性物質を含む灰の飛散を防ぐために、環境省による6年間にわたっての運転実績・情報公開実績がある蕨平地区の仮設減容化施設（令和3年3月末運用終了）で運用されてきた「バグフィルタの2台設置」を採用し、排水、排ガスについても通常の大気汚染防止法、福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく成分分析に加えて、放射性物質濃度を測定・分析した上で適切に処理します。（4、その他Q1～Q4もご参照下さい。）

(1) バイオマス発電施設の基本構想

出力	7,500kW（ボイラタイプ：流動床式ガス化燃焼炉）
FIT年間売電量(※)	5,200 5,300万kWh（一般家庭約 16,600 17,000軒相当）
利用燃料	バークや間伐材等を調達 合計約9.5万トン/年
運転期間	2024年（令和6年）春頃から 20年間（試運転：2023年末頃開始）
建設予定地	福島県相馬郡飯館村蕨平地区（環境省仮設減容化施設跡地）
事業会社	飯館バイオパートナーズ株式会社（IBP） [出資会社]（株）熊谷組、（株）神鋼環境ソリューション、 東京電力ホールディングス（株）、東京パワーテクノロジー（株）

(※) 「FIT」：固定価格買取制度のことです。再生可能エネルギーとして発電した電気を、電力会社が固定価格で一定期間買い取ることを義務付けた制度です。

(※) 事業検討の進捗に従い、出力・年間売電量等は変更になることがありますが、安全対策には変更はありません。



発電のしくみ

(2) 安全対策

- ・この事業では、木質バイオマス発電所の機能に加えて、排水、排ガスなど厳しい環境への排出基準の順守と情報公開を徹底し、国内でも多くの実績がある既存のごみ焼却炉の設備・構造を採用します。
- ・IBPの出資会社である（株）熊谷組が、環境省の仮設減容化施設（蕨平地区：令和3年3月末運用終了）での運用経験を活かします。
- ・IBPの出資会社である（株）神鋼環境ソリューションが2016年から地域と連携して、安全・安定的に運用している福井県大野市の木質バイオマス発電施設での経験を活かします。

(3) 情報公開

- ・環境への排出基準がある排水、排ガスの成分分析結果のほか、空間線量率や排水・排ガス中の放射性物質濃度の測定結果・データを、運転開始後に逐次公開します。
- ・事業の運営にあたり、有識者や近隣市町村・自治体などが参画する第三者委員会を設置し、情報公開を積極的に行います。

4、その他

IBPのホームページ (<http://www.iitate-bp.co.jp>) で公開している「よくあるご質問」の一部を掲載します。

Q 1. バイオマス発電とはどういうものですか。

- ・「バイオマス発電」とはバイオマスを燃料として燃やして発生したエネルギーを利用して発電する仕組みです。二酸化炭素排出量削減による地球温暖化防止、脱炭素社会構築に貢献するものであり、太陽光、風力などと異なり天候の影響を受けることが少なく、常に安定した電力を供給できます。
- ・本事業では、バーク（樹皮）、間伐材等の木質資源（木材）を燃焼させ、その熱で作った水蒸気でタービンを回し、タービンにつながれた発電機を動かすことにより発電を行います。

Q 2. どういった物を燃やすのですか。

- ・本事業では、バーク（樹皮）、間伐材等をチップ状に破碎した木材を約9.5万トン/年燃焼する予定です。
- ・国のFIT制度（固定価格買取制度）に適合する木材を燃料として購入します（除草された草、廃棄物等は購入できません）。



バーク（樹皮）



間伐材等チップ

Q 3. 放射性物質が煙突から排出されることはないのですか。

- ・通常の焼却施設には、排ガスから放射性物質の付着した灰（ばいじん）を捕集する布フィルタ（バグフィルタ）が設置されており、これにより、灰（ばいじん）は確実に捕集されます。
- ・環境省が設置していた蕨平地区仮設減容化施設においては、念のため、布フィルタ（バグフィルタ）を直列に2台並べて設置しておりましたが、運転期間の6年間において、煙突の排ガスから放射性物質が検出されたことはありません。
- ・本事業においても、今までの実績を踏まえ、念のため、同様に布フィルタ（バグフィルタ）を2台設置することとしております。
- ・運転中は、排ガス中の放射性物質濃度を測定監視装置で監視し、基準値以下であることを常時確認します。測定データは適時情報公開します。

Q 4. 木を燃やすとCO₂が発生するのではないですか。

- ・一般的には、ものを燃やすとCO₂（二酸化炭素）が発生し、地球温暖化を引き起こす要因になると言われています。しかし、木質バイオマス発電は、燃やしてもCO₂の増減に影響を与えない「カーボンニュートラル」という考え方に基づいています。
- ・「カーボンニュートラル」とは、植物は燃やすとCO₂を排出しますが、成長過程では光合成により大気中のCO₂を吸収するので、排出と吸収によるCO₂のプラス・マイナスはゼロになります。このようにバイオマス発電で木を燃やしても、地球全体で考えればCO₂の総量は変化しないという考えによるものです。

村民の皆さまには、ご意見等がございましたら、以下までお寄せください

受付終了（意見0件）

4. 風車概要

【メーカー】

- ・ エネルコン社製(ドイツ)

【制御】

- ・ 発電開始風速: 2.5 m/s
- ・ 発電停止風速: 34 m/s
- ・ 風向きに正対し、風速に合わせてブレード角度を変更

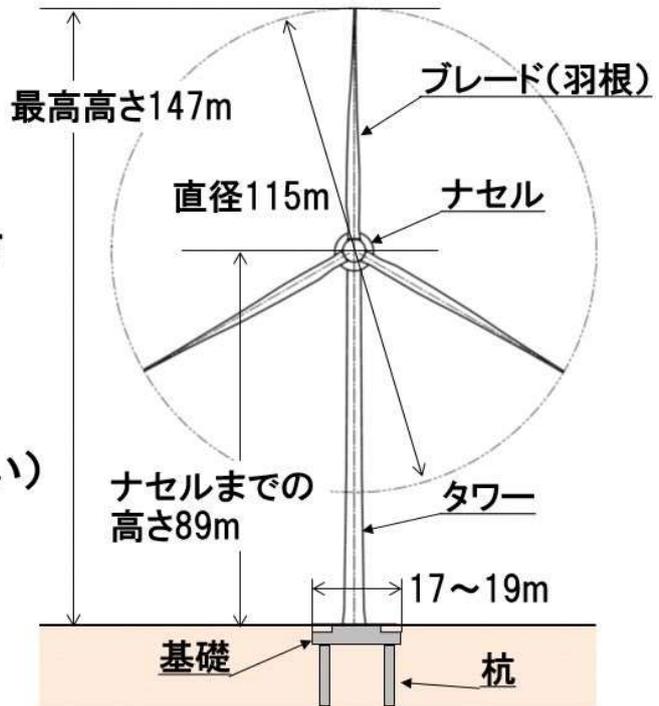
【騒音対策】

- ・ 低騒音ブレード
- ・ ギアレスタイプ(機械音が少ない)

【落雷対策】

- ・ 国際規格に準拠した落雷保護システムを搭載し、雷電流を大地へ導きます。

【形状】



5. 工程

	2022年				2023年 ~2024年	2025年
	3.4月	5.6月	7.8月	9月~		
国有林貸付	貸付協議					
		▽貸付申請(6月)				
		▽貸付契約(7月29日)				
飯舘村	▽行政区説明会(3月20日,27日)					
	▽全員協議会(4月12日)					
	▽行政区長会総会(4月14日)					
	立地協定協議		▽立地協定締結(8月23日)			
建設工事			▽安全祈願祭(8月30日)			
			▽工事開始(9月1日)			
			建設工事(~2025年3月予定)			
運転開始 (事業期間は20年間を予定)						▽運転開始 (4月予定)



環境にやさしい持続可能な社会の形成を目指します

～産業廃棄物 中間処理施設 整備計画（構想）～

村民の皆さまへ

広報令和5年8月5日号
同封にて全戸配布

飯舘村長 杉 岡 誠
(公 印 省 略)

1、事業計画

これまで村は、環境省の仮置場として既に一定の造成や排水施設が整備されている飯舘クリアセンター隣接地について、まもなく環境省事業が終了することを鑑みて、企業立地用地としての活用を検討してきました。

また、飯舘クリアセンターの隣接地であることから、令和4年3月のゼロカーボンビレッジいいたて宣言に基づく「再生可能資源の分別・資源化」の取組みとして、飯舘クリアセンターとの一体的な連携を図ることのできる民間投資による事業を模索してきました。

このような中で、民間事業者より、これまで焼却や埋め立てなどが主流であった産業廃棄物のうち「木くず、廃プラスチック類、紙くず、ゴムくず、繊維くず、動植物性残渣、汚泥、廃油、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、がれき類等」などを「再資源化（リサイクル）」するための分別などの中間処理を担う施設の整備計画（焼却施設を含む施設の整備、維持管理、運営の全てを民間事業者が実施）について提案を受けました。

村では、平成21年10月より一般廃棄物処理を南相馬市に委託しておりますが、将来の村の財政負担が課題となっていることを踏まえ、前述の民間事業により「①再生可能資源の資源化により、ごみの減容化が図られること」「②村内での一般廃棄物の焼却処理が可能になり村財政の負担軽減が見込まれること」「③雇用の創出・村内経済の活性化につながること」、「④住民福祉の向上に直結する村税収入の増加が見込めること」など、村民にとって有益な企業立地が実現できるものと考えております。

以上のことから、村がこの用地を取得し、産業団地として整備し、飯舘クリアセンターと連携する企業立地用地として活用していきたいと考えています。

つきましては、この事業計画構想の概要を全戸配布しますので、村民の皆さまのご意見をお寄せくださいますようお願いいたします。（本資料の末尾をご参照下さい）

なおこの事業計画構想は、本年3月の関係行政区総会での事業説明を経て、関係行政区からは事業実施に対して一定のご理解をいただいておりますことを申し添えます。

2、企業立地予定地

(場 所)	飯館村小宮字沼平地内 (飯館クリアセンター隣接地)
(面 積)	約40,000m ² 想定
(誘致企業名)	斎藤運輸工業株式会社



3、企業による産業廃棄物中間処理施設の概要 (案)

- | | | |
|---------------|---|---|
| ① 焼却施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 処理能力 ・ 焼却対象物 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ <u>村の可燃ごみ</u>、木くず、廃プラスチック類、紙くず、ゴムくず等 ・ ・ ・ 40 t/日 (見込み)、燃焼は24時間 (300日/年) 運転する予定 ・ ・ ・ 県内から搬入される予定 |
| ② 造粒・固化・保管施設 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ 汚泥 (無期汚泥)、鉍さい、ガラスくず等 |
| ③ 破碎保管施設 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ 木くず、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず等 |
| ④ 破碎保管施設 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ 木くず |
| ⑤ 破碎・分別保管施設 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ 木くず、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず等 |
| ⑥ 破碎保管施設 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ がれき類、鉍さい |
| ⑦ 破碎保管施設 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず等 |
| ⑧ 石膏ボード破碎分別施設 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず等 |
| ⑨ RPF製造施設 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ 木くず、紙くず、繊維くず、廃プラスチック類等 |
| ⑩ 急速発酵堆肥化施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 処理能力 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ <u>村の農業集落排水汚泥</u>、木くず、動物系固形不要物等 ・ ・ ・ 8 m³/日 (見込み) |
| ⑪ 事務所・管理棟 | | |

4、環境対策等

以下の対策が実施されることを条件に、公害防止協定を締結し、定期的なモニタリングを行います。

(1) 大気、騒音、振動、悪臭、水質、飛散防止等

廃棄物処理施設 生活環境影響調査指針による対策を実施

(2) がれき類の破砕保管施設以外

全て屋内にて処理、保管し、施設内の処理工程において排水が生じないよう廃棄物等が雨に濡れることや流出を防ぐ対策を実施

(3) 搬入時の対策

飛散のおそれのあるものはシート掛け、悪臭発生のおそれのあるものはコンテナ等の外気と遮断された容器に入れるなど対策を実施

5、事業の効果

この事業を実施することにより、以下のメリットがあると想定しています。

(1) 「循環型社会」の推進

- ・本施設で処理後に発生する焼却灰の一部や破砕物については、路盤材、基礎材及び固形燃料として再利用し、再生可能資源の資源化につなげます。
- ・処理により発生する熱については施設内の電源として利用を計画します。
- ・民間事業者と連携した「ゼロカーボンビレッジいいたて」やSDGsの取組みが推進されます。

(2) 将来の財政負担の軽減

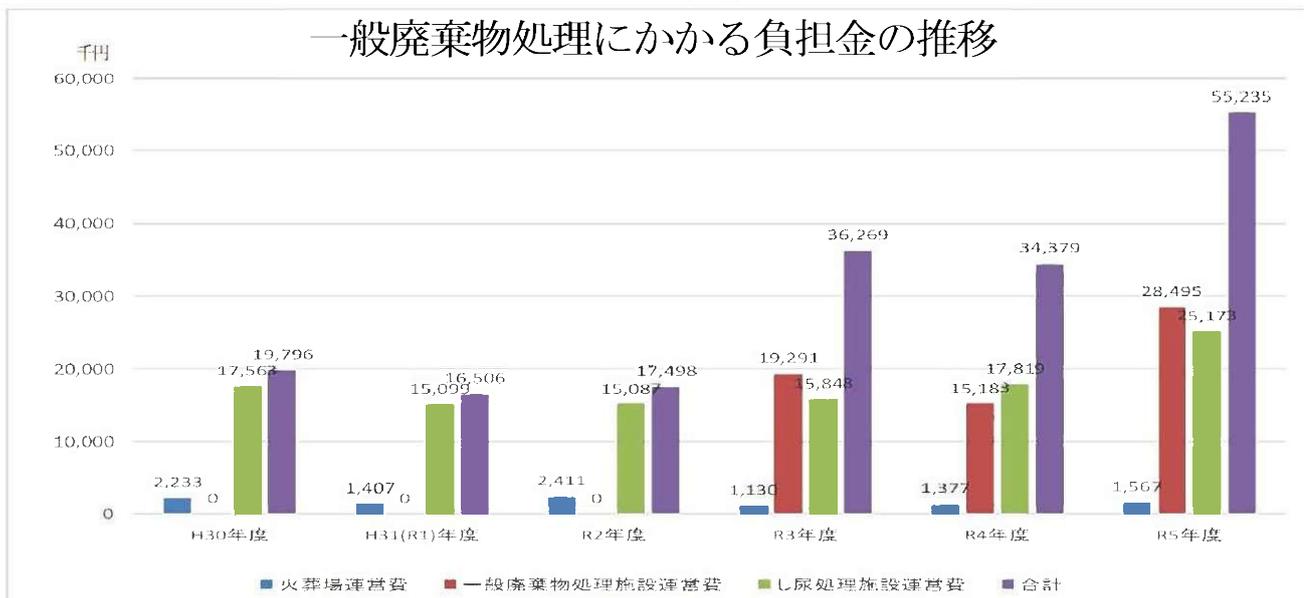
- ・村内で可燃ごみ焼却が可能となることにより、将来の村の財政負担の軽減が見込まれます。
- ・大規模自然災害等に対応した災害廃棄物の村内処理が可能となります。

(3) 雇用の創出・村内経済の活性化・税収の増加

- ・従業員を地元採用することにより雇用が創出され、村内経済の活性化が図られます。
- ・住民福祉の向上の財源となる固定資産税や法人村民税などの税収の増加が図られます。

(4) 官民連携による効率的な処理体制の構築

- ・隣接する飯館クリアセンターとの連携により、一般廃棄物の効率的な収集・運搬処理が期待できます。



6、その他（提案事業者による質疑応答）

Q1. 産業廃棄物中間処理施設とはどのようなものですか。

- ・中間処理施設とは、廃棄物を焼却、破碎、選別等を行い、安全かつ安定化、減量化する施設です。
- ・中間処理施設で処理することにより、リサイクルがしやすくなります。
- ・最終処分場とは異なりますので、埋立処理は行いません。

Q2. どういった物が搬入されるのですか。

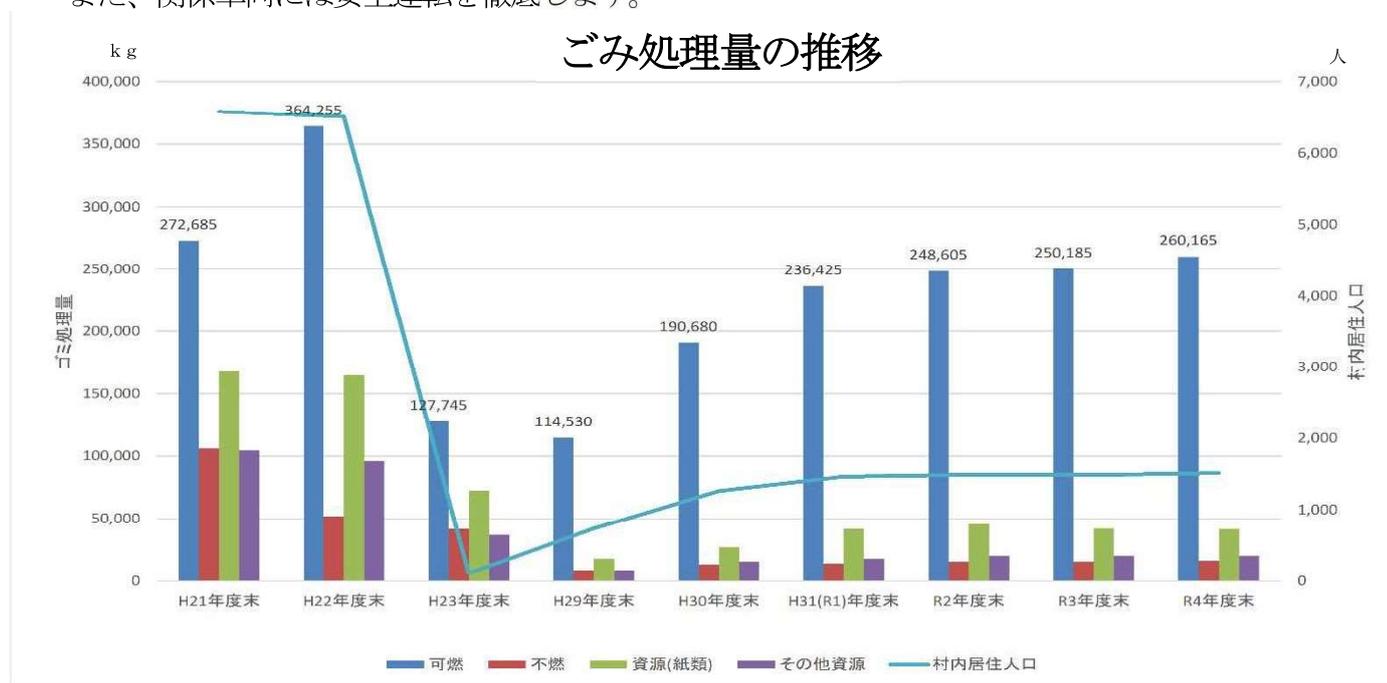
- ・許可取得予定の品目として、木くず、廃プラスチック類、紙くず、ゴムくず、繊維くず、動植物性残渣、汚泥、廃油、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、がれき類等が挙げられます。

Q3. 汚水や悪臭、騒音はないのですか。

- ・施設内の処理工程での排水はありませんので、汚水を敷地外に排出することはありません。
- ・排出される水は雨水のみです。
- ・建屋内で処理を行うため、大きな音が漏れることはないと考えています。
- ・また、音が60デシベル以下となるよう法で規制されているので、騒音はないものと考えています。
- ・悪臭についても、建屋内で処理し、脱臭装置を設置することとしているため、施設の外での臭いは気にならないと考えています。

Q4. 通行車両はどのくらいになるのですか。

- ・運搬車両の1日の走行台数は20～30台と見込んでいます。
- ・また、関係車両には安全運転を徹底します。



村民の皆さまには、ご意見等がございましたら、以下までお寄せください。
(いただいたご意見等はホームページ等で公開することがあります)

受付終了（意見0件）

12年を経て迎えた解除 共にふるさとの再生へ

長泥地区の特定復興再生拠点区域及び区域外に整備した『長泥曲田公園』で、5月1日、避難指示が解除されました。

同日午前10時、地区の入口に設けられていた6か所のバリケードが順次開放され、続いて『長泥コミュニティーセンター』で竣工式が行われました。

平成29年に19行政区の避難指示が解除されて6年。東日本大震災の発災からおよそ12年が経過しています。避難が続く中、長泥地区の皆さんは、コミュニティの維持に努め、ふるさとの将来を思案してきました。

杉岡村長は「解除によりようやくスタートラインを迎えました。自分達の手でふるさとを再生していこうという長泥の皆さんの気持ちに寄り添えるよう施策を考えていきたい」と話しています。

区域外の挑戦

拠点区域外に公園を整備した他、産業創出につながる企業誘致を行い、付加価値のある土地の活用を目指していきます。

新施設を開所

地域の交流拠点として、『長泥コミュニティーセンター』及び周辺敷地を再整備しました。

通行が可能に

国道399号線、県道原町二本松線、各村道(地図に赤色で示されている主要道路)は一般の通行が可能になっています。



避難指示解除となるのは拠点区域が約186ha、公園が約0.64ha。長泥地区約1,080haに対して拠点区域は17.2%、区域外の公園用地は0.06%にあたります。長泥行政区の住民登録は4月1日時点で72世帯226人です。区域外の避難指示解除は、住民の帰還や居住を想定しない形で土地を活用することを条件に、追加被ばく線量が年間20mSv以下であることが確実である場合のみ特例的に認められます。区域外の避難指示が解除されたのは今回が初めてです。

長泥曲田公園



下の道路からも見える青い屋根のサイロが目印。石のベンチもあります。



元々植えられていた樹木を生かしています。4月はツバキが満開でした。

急な坂を登った上に駐車スペース。道路の向かい側は管理施設です。



特定復興再生拠点区域外の曲田地区に整備された『長泥曲田公園』。国が実施した線量低減化実証事業等の効果を継続的に確認し、地区の復興・再生に向けた取り組みの情報発信等を行っていく場所として、避難指示が解除されました。

『長泥曲田公園』も5月1日からは立ち入り可能な場所となっています。地権者及び長泥行政区の協力を得て整備した公園です。

※遊具等は設置していません。

整備に向けて準備を進めています 「資源活用型堆肥製造施設」整備計画

区域外の土地活用の一環として、曲田地区に資源活用型堆肥製造施設の誘致を計画しています。施設の運営会社となるイイタテバイオテック株式会社と村は、今年3月、行政区の立ち会いのもと、立地協定を結んでいます。

計画されている「資源活用型堆肥製造施設」は、熱風乾燥させることで資源化した廃棄物から堆肥を製造します。廃棄物を資源化する取り組みは、SDGs（持続可能な開発目標）に当てはまり、脱炭素にも貢献します。また、長泥地区に産業を創出することで、地域の活性化も目指します。



左からイイタテバイオテック株式会社の石原健二郎取締役、杉岡村長、嶋原新一長泥行政区長



施設イメージ

雇用の創出・企業誘致の推進のため、産業団地を整備します ～産業団地整備計画（構想）～

村民の皆さまへ

広報令和5年9月5日号
同封にて全戸配布

飯館村長 杉 岡 誠
(公 印 省 略)

1. 事業計画

令和5年4月1日現在、村への帰還者は1,216人、現住人口1,500人と被災前の人口の1/4に留まっており、依然として多くの方が村外での避難生活を強いられています。

帰還者、移住者の受け入れには雇用の場の創出が必要不可欠であり、令和2年9月に策定した「飯館村第6次総合振興計画」に掲げる「村内での雇用の場の確保等のため企業誘致を行う」の実現のため、有利な国の補助金を活用した産業団地の整備を構想しています。

つきましては、この事業計画構想を全戸配布しますので、村民の皆さまのご意見をお寄せくださいますようお願いいたします。（本資料の末尾をご参照ください）

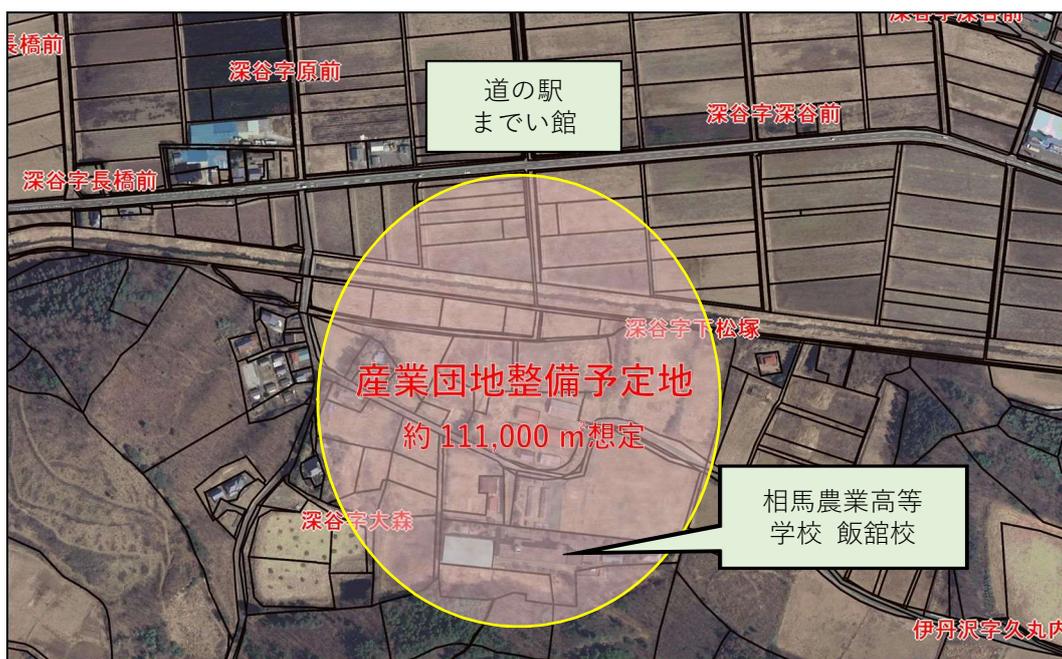
なお、この事業計画構想は、本年8月27日の深谷地区住民説明会を経て、深谷地区住民の皆さまから一定のご理解をいただいたことを踏まえて、8月28日付で県に対して「飯館村のなりわい創出に向けた相馬農業高等学校飯館校の活用にかかる要望書」を提出し、飯館校の本校への統合並びに県敷地の村への譲渡を要請しています。

2. 整備予定地

候補地選定の方向性として、以下の3点をポイントとしました。

- ① インフラが存在し、整備が容易な村の中心となる立地
- ② アクセスしやすく、人が集まりやすい立地
- ③ 村の産業特性を踏まえ、産業集積の拠点となりうる立地

以上を踏まえ、令和4年度に実施した候補地調査により、相馬農業高等学校飯館校周辺地区を整備予定地として選定しました。



ご意見等受付期間：9月25日（月）まで

「将来への布石」として 新たな「価値」を生み出す取り組み

村はこれまで

- 集落の話し合いを進めて、農地の貸し手の意向などを『作付再開計画』『人・農地プラン』にまとめました。
(平成29年～)
- 意向に基づき「農業基盤整備促進事業」が進んでいます。
(平成29年～)
- 農業基盤整備促進事業と並行して、意欲高い経営体へ『農地中間管理事業』による農地の集積を進めています。
『農地中間管理事業』の成果 (令和元年～令和5年6月現在)
集積された農地(貸付農地) 405ha / 9地区
担い手(借り手) 34件
機構集積協力金交付実績 約1.8億円(令和元年～4年)
地権者(貸し手)等 413人

村はこれからも

- 今後も飯館村振興公社など新たな担い手への集積と支援を進めます。
令和5年～令和7年の目標
集積予定の農地(貸付農地) 535ha / 18地区 + α
- 村全体の土地利用をさらに推進します。
農業生産のための土地利用
バイオマス生産のための土地利用
木質バイオマスのための土地利用
※バイオマス=生物(動植物)由来の有機性資源

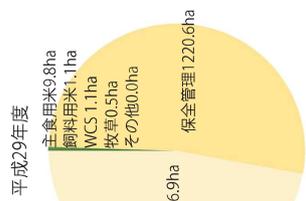
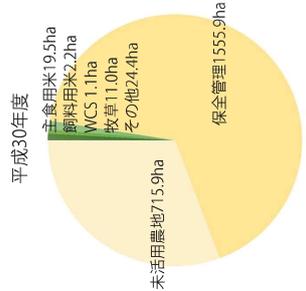
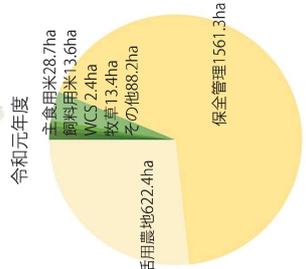


農地中間管理事業
農地貸付53.6ha / 2地区
貸し手57人 → 借り手6件
機構集積協力金3,173万円

農地中間管理事業
農地貸付183.9ha / 5地区
貸し手217人 → 借り手23件
機構集積協力金8,241万円

農地中間管理事業
農地貸付53.9ha / 1地区
貸し手36人 → 借り手2件
機構集積協力金2,128万円

農地中間管理事業
農地貸付113.5ha / 1地区
貸し手103人 → 借り手3件
機構集積協力金5,124万円



村は今後も、村内外の「農のいとなみ」を力強くサポートすることで「農」に携わる意欲的な経営体を増やす施策を進めるとともに、先祖伝来の貴重な農地や山林に「新たな価値を生み出す」取り組みを進めていきます。

震災後の飯館村農業のあゆみ

村は全村避難となった平成23年に実施した農業者アンケートに基づき、技術継承を兼ねた営農意欲を沸き起こすための施策として「避難先での営農再開」や「避難先での農による生きがい再生支援」を実施しました。

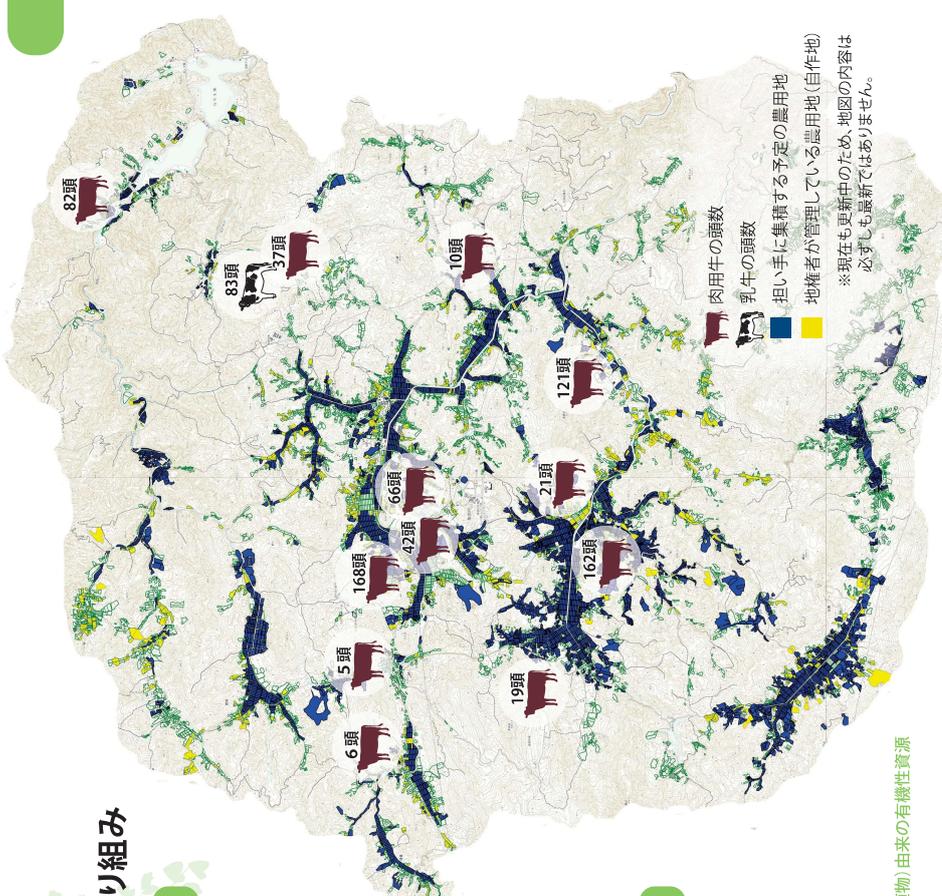
また平成29年3月末の19行政区の避難指示解除後は、「そろそろはだづべ」をキャッチフレーズとする飯館村営農再開ビジョンを示して、村内で農に携わる方々や意欲あふれる経営体のそれぞれのステップに合わせて合わせた支援を進めました。

これらの施策により、村内の農地を活用した取り組みが増え、ステップごとの件数は

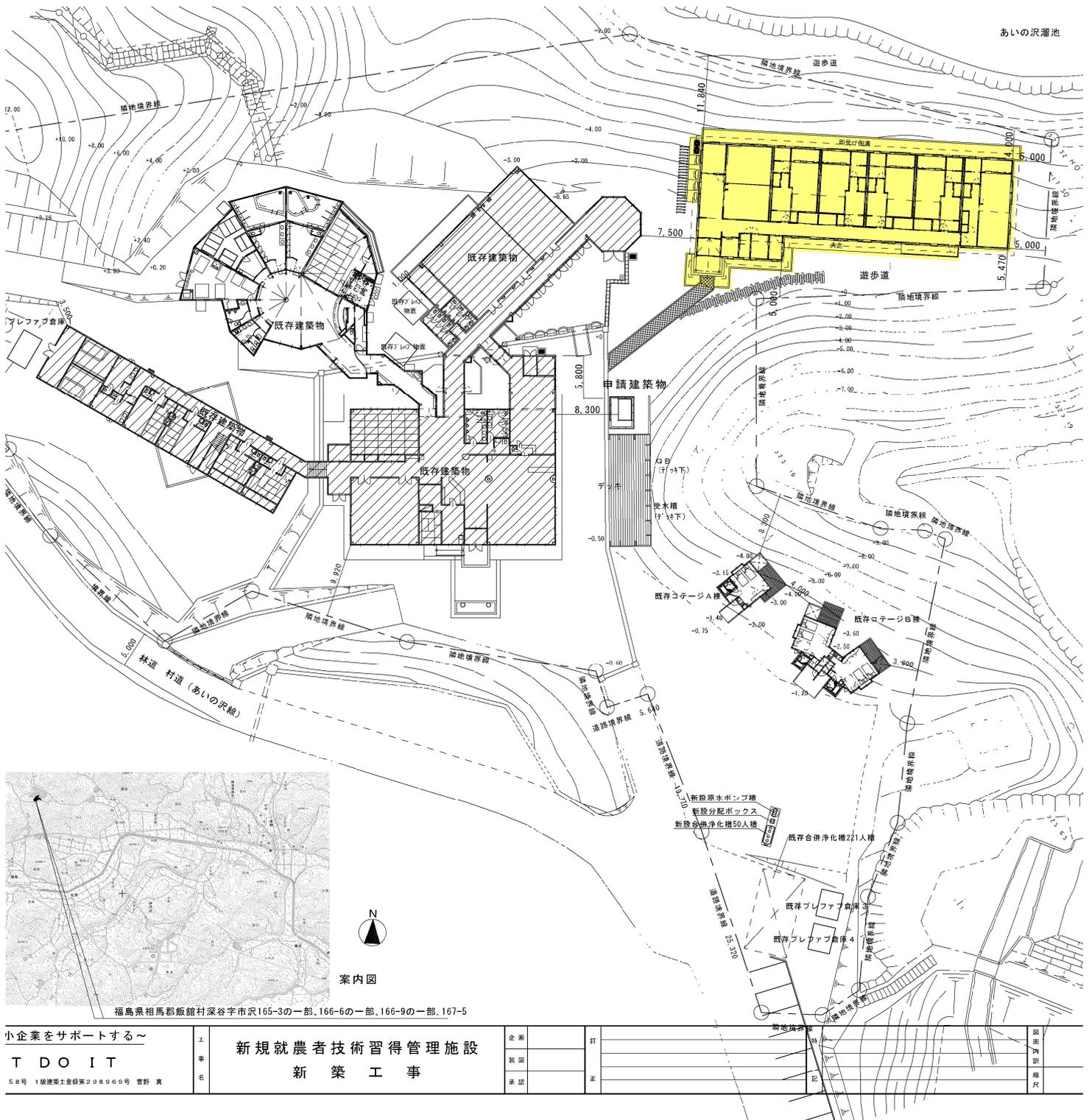
- Step 1 農地を守る ▲ 約1,200件
 - Step 2 生きがい農業 ▲ 359件
 - Step 3 なりわい農業 ▲ 108件
 - Step 4 新たな農業 ▲ 9件
- となりました。

現在は、さらなるステップアップ施策として、生きがい農業から「やりがい農業」を目指す方や、なりわい農業・新たな農業から「魅力あふれる農業」を目指す経営体を中心に支援を強化しています。

またこれらの取り組みと並行して、平成29年度からの集落ごとの話し合いの結果をまとめた「人・農地プラン」に基づき、農地中間管理事業による担い手への農地の大規模貸し付けや、農業基盤整備促進事業などを進めています。



新規就農者技術習得管理施設（配置図）

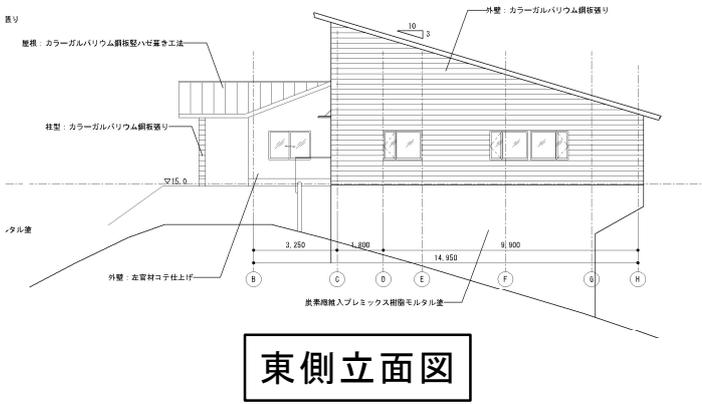
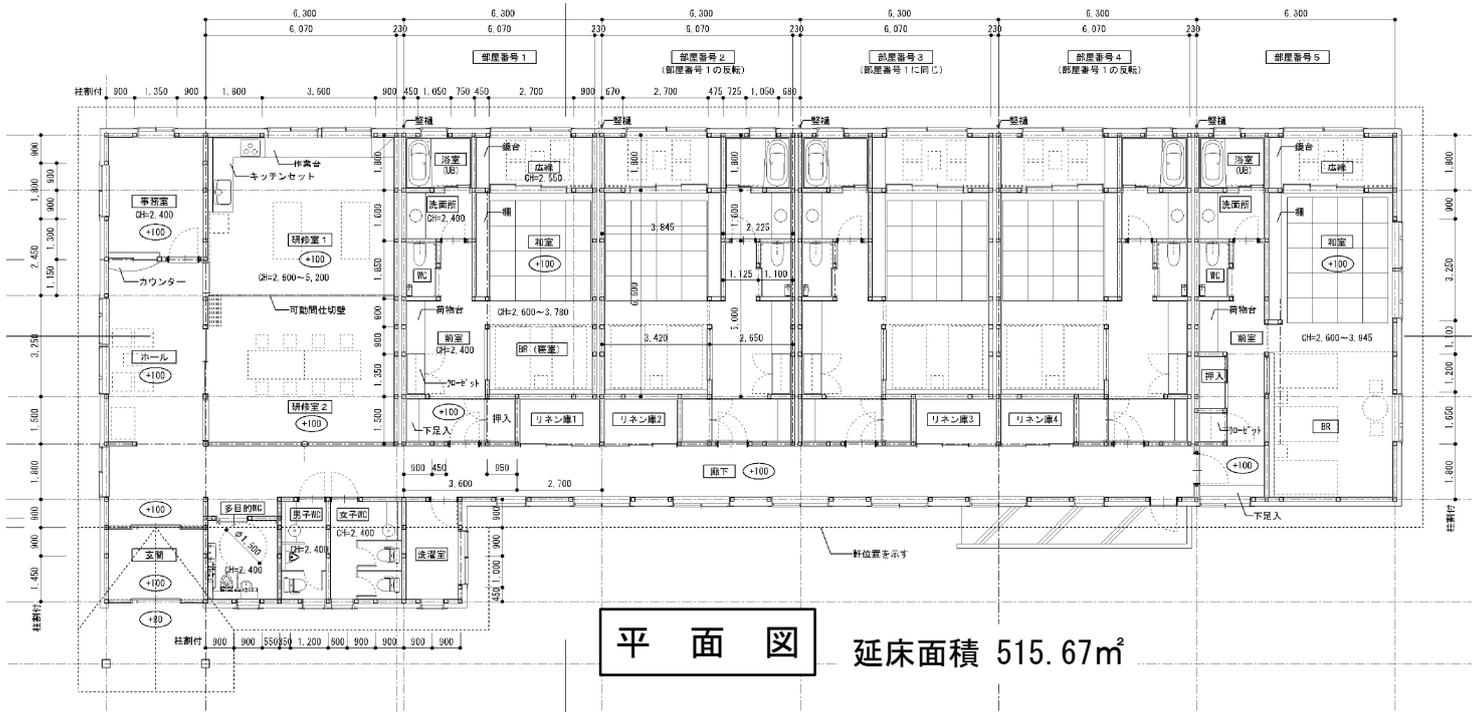


案内図

福島県相馬郡飯館村深谷字市沢165-3の一部、166-6の一部、166-9の一部、167-5

小企業をサポートする～ T D O I T 54号 1級建築士登録第208966号 菅野 真	工	新規就農者技術習得管理施設 新築工事	企画	打	田面 建設 種尺
	事		製図		
	名		承認		

新規就農者技術習得管理施設（概要）

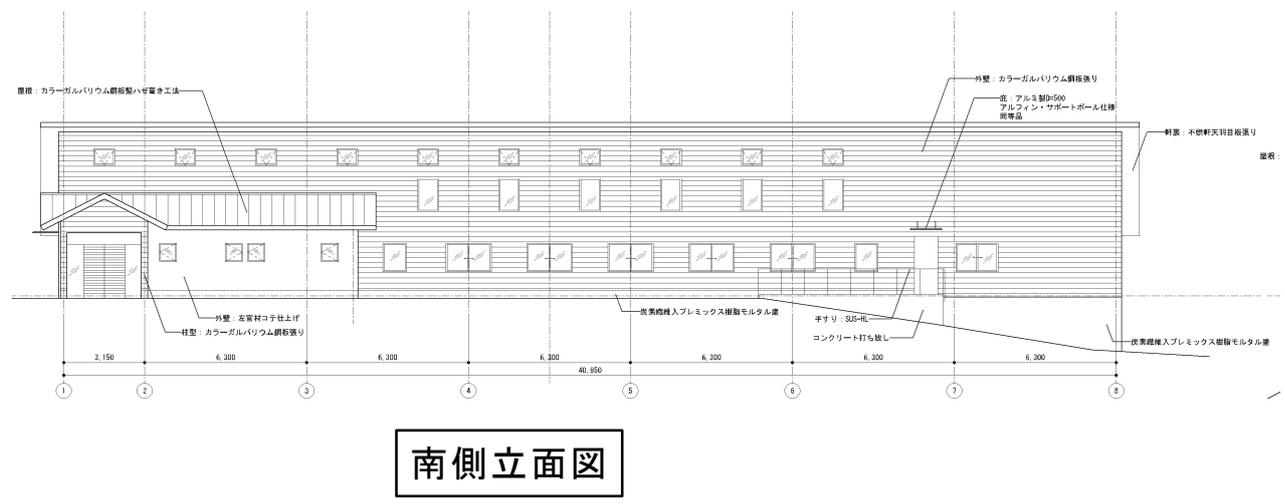


2人部屋 × 4室 = 8人 (5人) (20人)

4人部屋 × 1室 = 4人 (7人) (7人)

計 12人 (27人)

※ () 書きは畳布団を利用した場合の最大収容人数



飯舘村赤ちゃん誕生及び子育て応援支援金

赤ちゃん誕生祝金

20万円 おめでとう 

(出産時に支給する赤ちゃん誕生祝金)

小学校入学時 子育て応援支援金

10万円 応援! 

(小学校及び義務教育学校並びに特別支援学校小学部入学時に支給する子育て応援支援金)

中学校入学時 子育て応援支援金

10万円 応援! 

(中学校及び義務教育学校並びに特別支援学校中学部入学又は進学時に支給する子育て応援支援金)

希望の里学園では前期課程から後期課程に進級する際に対象となります。

高等学校入学時 子育て応援支援金

20万円 応援! 

(高等学校及び特別支援学校高等部入学時に支給する子育て応援支援金)

令和5年度に
入学する方から
対象です。

対象となる方

- 父または母の住所が村にあり、かつ子どもも村に住所がある方。
村に住所があれば村外の学校に通う場合も対象です。
- いたて希望の里学園に入学、進級する方。
希望の里学園の児童生徒は村に住所がない方も対象です。

■ 対象となるご家庭に、案内や申請書をお送りします。記載の提出期限内に、健康福祉課福祉係まで郵送、または福祉係窓口で提出してください。

■ 国の「出産・子育て応援支援金」を活用した支援金も支給します。

応援! 

出産応援支援金 5万円

令和5年2月1日以降に母子健康手帳交付を受けた妊婦の方に、5万円を支給します。母子健康手帳交付の際に申請していただきます。

子育て応援支援金 5万円

令和5年2月1日以降の出生が対象。村に出生届を出した養育者に対し子ども1人あたり5万円を支給します。保健師による赤ちゃん訪問時に申請していただきます。

問 健康福祉課福祉係 ☎0244-42-1633

問 健康福祉課健康係 ☎0244-42-1637

奨学金返還支援事業補助金

「奨学金返還支援事業補助金」を新設し、「飯舘村奨学金貸付条例」も改正。これまで奨学金返還を免除とする対象が村に就業する医師に限られていましたが、その対象を拡大し、「村内で就業・起業する方」(営農も含む)の奨学金の返還も免除または補助します。改正した条例の施行は令和5年4月1日からで、就業期間に応じて返還が免除されます。

高等学校等の
通学費等助成
もあります。

応援! 

※飯舘村奨学金貸付条例についてはこちら

問 村づくり推進課商工観光係 ☎0244-42-1620

問 教育課学校教育係 ☎0244-42-1631

出産育児一時金

国は、令和5年4月1日の出産から、出産育児一時金を大幅に引き上げ、これまで42万円だった支給額が**50万円**となりました。

応援! 

問 住民課住民係 ☎0244-42-1619

不妊治療費助成事業

不妊治療を受ける夫婦(事実婚も含む)の自己負担の一部を村が助成します。県の補助・高額医療制度の払い戻しを除いた自己負担分を1年度につき**最大50万円**、最長3年間助成します。詳細はお問い合わせを。

問 健康福祉課健康係 ☎0244-42-1637

証明書等のコンビニ交付サービスについて（予定）

コンビニエンスストア等での証明書交付の導入により、住民サービスの向上と村民の利便性の向上を図るため、個人番号カード（マイナンバーカード）を利用して、コンビニエンスストア等に設置している多機能端末（キオスク端末、マルチコピー機）により、住民票の写しや印鑑登録証明書が取得できる証明書自動交付サービス（以下「コンビニ交付サービス」という。）の開始を次のとおり予定しています。

1. 開始予定日 令和6年4月から（予定）
2. 取得できる証明書 マイナンバーカードを取得した村民はコンビニ交付サービスにより、次の証明書の交付を受けることができます。
 - (1) 住民票の写し（全部・一部）
 - (2) 印鑑登録証明書
3. 利用できる時間 午前6時30分から午後11時まで（土日、休日を含む）
※年末年始及びメンテナンスによる停止日を除く。
4. 利用店舗 セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、サークルKサンクス、イオンリテール(株)等
(全国 56,000 店舗)
5. 利用方法 マイナンバーカードを端末にセットし、画面の説明に従いタッチパネルを操作します。利用の際には、マイナンバーカードの交付時に設定した暗証番号（数字4桁）の入力が必要となります。
6. コンビニ交付手数料 コンビニ交付サービスにおける証明書交付手数料は、役場住民課窓口で交付する証明書と同額となります。

「なりわい」を興して、ふるさと「飯舘村」を元気にしよう!!

わくわくする「なりわい」支援のご案内

村では「なりわい」を興す意欲の高い方を全力で支援します！
多くの方の応募・お問い合わせをお待ちしております。

● 1 ● スタートアップ補助金（商工業版）

（1）スタートダッシュ補助金（村単独補助）

- ・対象者 主に20代～50代の方で、国・県の事業採択を受けている方
- ・補助額 2年間合計で上限**合計200万円**（定額補助）

（2）スタートサポート補助金（村単独補助）

- ・対象者 飯舘村内で事業を実施したい方
- ・補助額 補助**上限30万円**（事業費40万円×補助率75%）

● 2 ● ベンチャー起業補助金（村単独補助）

- ・対象者 個人もしくは3名以上の団体
- ・補助額 **上限200万円**（補助率50%）

● 3 ● 福島県創業促進・企業誘致に向けた設備投資等補助金（福島県）

- ・対象者 ①5年以内に創業した方又は創業する方
②原子力災害時12市町村で事業を行っておらず村内で事業展開したい方
- ・補助額 補助率2/3（**上限約666万円**）

● 4 ● 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金経産省事業

- ・対象者 企業立地に要する施設や設備等を新增設しようとする経営体
 - ・補助額 補助率3/5～2/3（補助額3千万～30億円）
- ※新規雇用者を確保するなど諸要件があります

● 5 ● 県外から移住されて起業する方への支援

（1）起業補助金（県補助）

- ・対象者 県外から移住し、起業する方
- ・補助額 **上限400万円**（補助率75%）

（2）移住者補助金（県補助）

- ・対象者 県外から移住し、就業または、起業、就農する方
- ・補助額 単身最大120万円（世帯最大200万円）

・・・以上1～5についてのお問合せは村づくり推進課 ☎ 0244-42-1622

● 6 ● その他（農畜産業に携わる方）6についてのお問い合わせは産業振興課 ☎ 0244-42-1621

（1）福島県原子力被災12市町村農業者支援事業 [3/4補助金]（県補助）

- ・農機具、ハウス等の導入を支援
- ・事業費上限1000万円（特任3000万円）×75%=750万円（2250万円）

（2）素牛導入支援事業（村単独補助）

- ・素牛の導入を支援
- ・事業費上限80万円×10頭×60%=480万円

（3）営農再開支援事業

- ・獣害対策、放射性物質の吸収抑制対策、農地の保全管理、農地の地力回復等

「飯舘村に住む」が気になったら。

🏠 いいたて移住サポートセンターで相談

飯舘村への移住が少しでも気になったら、ぜひお越しください。相談員がゆっくり、じっくり、お話を伺います。



こんな相談、承ります。



暮らしのこと

飯舘村での暮らしについて、ご質問にお答えします。



補助金のこと

村内で使える補助金をご紹介します。



住まいのこと

村内の住まいをご紹介します。

オンライン相談もOK!

オンラインツール「Zoom」を利用し
スマホやパソコンからのご相談が可能です。
飯舘村へなかなか足を運べない方にぜひ。

🏠 飯舘村内ガイドに参加

相談員が村内をご案内します。
ご希望にそってオーダーメイドで行程を決めることができます。
「飯舘村がどんな場所か知りたい」
「〇〇をテーマに村内を探索したい」
色々なご要望をお聞かせください。



移住相談（現地・オンライン）や
村内ガイドのお申込みはこちらから！
電話・メールからもお申込みを承ります。

いいたて移住サポートセンター

お問合せ ☎ 090-8280-5464

✉ iju@iitatelife.jp

営業時間 平日 9:00 ▶ 17:30 (土日祝日は事前予約のみ)

アクセス

自動車	常磐自動車道	一般道	いいたて移住サポートセンター
	南相馬IC	約30分	
自動車	東北中央自動車道	一般道	いいたて移住サポートセンター
	霊山IC	約30分	
公共交通機関	福島交通バス 原町駅前行	いいたて村 までい館 停留所	いいたて移住サポートセンター
	福島駅	約70分	
		無料送迎*	
		約10分	

*「いいたて村までい館」バス停下車後、職員が送迎します。(要予約)



SNSで
情報発信中!



Instagram



Facebook

空き家

の活用

と一緒に考えませんか？



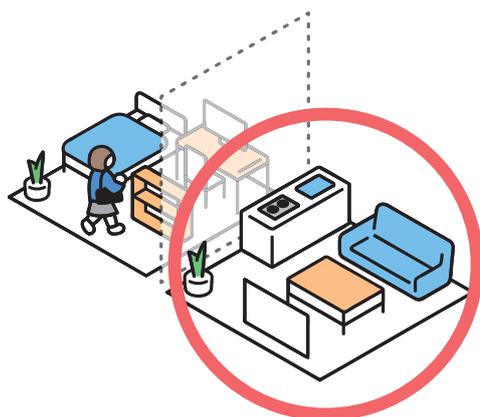
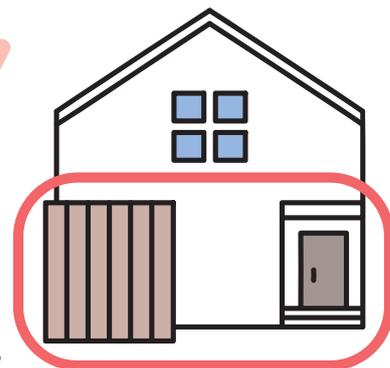
こんな
場合でも

相談できます！



✓ 建物を修繕しないと
物件が使えない…

2階は荷物置き場に
使っているけれど、
1階だけ貸し出したい！



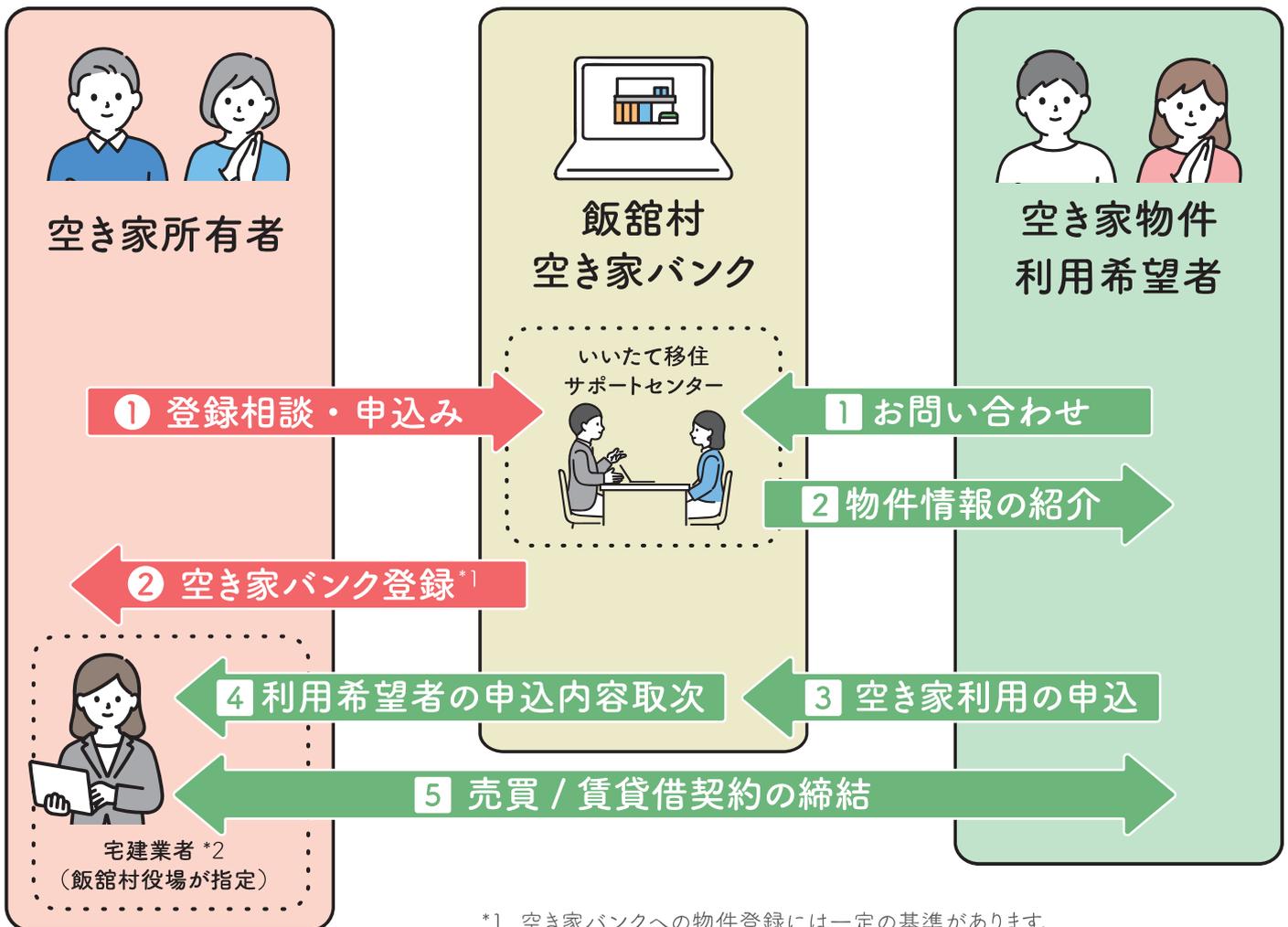
✓ 自分が住んでいるけれど、
空いている部屋を
貸し出したい！

空き家 バンク とは？

空き家バンクとは、空き家の売却や賃貸を希望する所有者から提供された情報を集約し、空き家をこれから活用したい方に紹介する制度です。



空き家バンク 登録 から 売買 / 賃貸借契約 までの流れ



*1 空き家バンクへの物件登録には一定の基準があります。

*2 空き家バンクに登録された物件は、村が指定した宅建業者が対応します。宅建業者は空き家所有者と連絡を取り合いながら、契約の調整を行います。



まずは
お気軽にご相談ください！

お問合せ先

いいたて移住サポートセンター

📍 福島県相馬郡飯舘村伊丹沢字伊丹沢 578-1

☎ 090-8280-5464

✉ iju@iitatelife.jp

平日 | 9:00 - 17:30

土日祝日 | 事前予約制

住民課からのお知らせ

住民係（TEL：0244-42-1618）

1. 防犯意識の向上について

現在、村内では資材等の窃盗事件が発生しています。地域全体で犯罪者を寄せつけないよう「地域の安全は地域自らが守る」という意識を高めることが大切です。

○予防策

- ・訪問者に対して不用意にドアを開けず、ドアスコープやインターフォン越しで確認する。
 - ・在宅時やゴミ出し等の短時間の外出時も施錠し自宅の戸締りをする。
 - ・夜間はシャッターや雨戸を閉める。
 - ・屋外に防犯カメラやセンサーライトを取り付ける。
 - ・家の周りに防犯砂利を敷く。
 - ・自宅に多額の金品を保管しない。資産等について口外しない。
- 不審な人物や車両を見かけたときや、夜間に屋外で物音がするなど、不審な点があれば、すぐに110番通報をお願いします。

※飯舘駐在所では、行政区等から要請があれば、訪問して防犯指導などを行います。

2. 外灯・防犯灯設置補助金について

防犯対策の一環として、外灯・防犯灯を設置する方へ補助する制度があります。

○設置対象：住宅の敷地付近の公道の沿線に設置

○補助金額：1基あたり50%以内（1基につき上限4万円まで）

なお、設置後の電気料や維持経費は設置者負担となります。

詳しくは住民係へお問い合わせください。

3. マイナンバーカードの取得について

マイナンバーカードは、顔写真付きの本人確認書類として使えるだけでなく、電子申告や健康保険証としての利用、新型コロナワクチン接種証明書など、その利活用シーンは年々拡大しています。国では、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を推進し、令和6年秋に健康保険証の廃止を目指すこととしています。

村では、役場窓口の混雑を緩和するため、マイナンバーカードの手続き等を事前予約制としています。

村では職員がご自宅などにお伺いして申請等の手続きをお手伝いする出張申請サポートを行っておりますので、平日の業務時間内に来庁が難しい方は事前予約のうえ、ご利用ください。

4. 国民健康保険被保険者証の送付について

国民健康保険被保険者証については、有効期限が9月末となっております。10月1日からの被保険者証は9月中旬に世帯主様あてに発送しておりますので、新たに送付された被保険者証をご利用いただくようお願いいたします。有効期限は1年間です。

また、社会保険に加入されているにも関わらず国民健康保険被保険者証が届いた方は、国民健康保険資格喪失の手続きが必要となりますので、お勤め先からの健康保険証をお持ちください。(加入者全員分)

5. ふるさと帰還通行カードについて

現在ご利用いただいている「ふるさと帰還通行カード」は、令和5年11月1日に更新カード(緑色)に移行されるため、現在のふるさと帰還通行カード(桃色)は令和5年11月1日以降ご利用できなくなります。現在カードをお持ちの方には、更新申込書がNEXCO東日本よりすでに送付されております。更新を希望される方は、お早めに住民係でのお手続きをお願いします。

税務係 (TEL : 0244-42-1615)

(1) 口座振替納付のご案内

村では、税金や保険料、住宅・水道使用料などのお支払いに、

- ①便利…納めに出掛ける必要がない
 - ②確実…納め忘れの心配がない
 - ③安全…現金を持ち歩く必要がなく、感染リスクなども減らせる
- 「口座振替納付」を推進しています。

○口座振替推進キャンペーンの概要

- ・対 象：今年度新たに全ての税金(料)を口座振替納付に登録し納付した方
- ・期 限：令和5年12月28日(木)
- ・特 典：いいたて村の道の駅「までい館」商品券2,000円分を贈呈

(2) 郵便「転送届」の手続きをお願いします

村に住所を有したまま村外に住んでいる方は、郵便局窓口またはインターネットにて「転送届」の手続きをお願いします。転送期間は申請から1年間です。

村や県、国からの重要な郵便物は住所地に郵送されますので、転送期間が切れてしまうと転送されずに送付元に戻ってしまいます。

なお、帰村した方についても転送届が必要となる場合がありますので、詳しくは最寄りの郵便局へお問い合わせください。

(3) 家屋の新築・増築、解体をした際は届出を

村内に家屋(車庫や倉庫を含む)を新築・増築した、または村内の家屋を解体した際は、税務係へご連絡をお願いします。

産業振興課・農業委員会からのお知らせ

(農政第一係・農業委員会事務局 電話 0244-42-1621)

1. 令和5年度補助事業について

・令和5年度補助事業として以下の事業を実施しています。

未来へつなぐ農業支援事業補助金【新規】

(目的)

本村農業者の経営の発展、安定化を図り農業の振興を支援。

(要件)

- ・村内または避難先で農業を営む者。
- ・出荷、販売を目的に作付けしている農産物であること。
- ・村税等の滞納がないこと

(補助対象経費)

○駆け上がる農業支援事業

- ・消耗品費（種苗費、肥料費、農薬費、諸材料費など）
- ・燃料費（農業用機械、施設園芸用暖房等に必要な燃料費、電気料）
- ・収入保険料
- ・作業委託費（申請者が法人の場合のみ）

(補助率)

※個人農業者と法人で補助額が異なります。

詳しくは農政第一係までご相談ください。

○力強い農業実現事業

※「認定農業者」または「GAP認証取得者」が対象

- ・農業用施設（パイプハウス等）の整備費、移設費等
- ・福島県産スマート農業用機器、冷暖房設備、電照栽培設備等導入費
- ・農業用施設修繕費

(補助率)

・補助対象経費×4分の3以内【補助上限75万円】

詳しくは農政第一係までご相談ください。

農業委員会からのお知らせ

(農業委員会事務局 (産業振興課農政第一係内) 電話 0244-42-1621)

農地または採草放牧地(原野)の売買・贈与・貸し借り等には
(農地法第3条)の許可が必要です

農地(田・畑)または採草放牧地(原野)の所有権移転(売買、贈与など)、賃借権設定、その他の使用貸借などを行う場合には、農地法第3条の規定により、農業委員会の許可を受ける必要があります。詳細は農業委員会に事前にご相談ください。

農地転用には(農地法第4条または第5条)の許可が必要です

農地転用とは?

農地(田・畑)または採草放牧地(原野)を住宅や太陽光発電設備・事務所・駐車場・資材置場など農地以外のものにすることをいいます。工事などで一時的に農地を資材置場や残土捨場として使用する際も農地転用の許可が必要になります。

- ・「農地法第4条」とは、農地の所有者が自ら農地を農地以外(宅地など)にする場合です。
- ・「農地法第5条」とは、農地および採草放牧地(原野)を農地以外(宅地など)にする目的で売買したり、貸し借りする場合です。

【許可を受けたら】

上記の許可を得ただけでは、土地の所有権移転や地目変更、分筆の登記はされません。許可を受けたまま登記をしないで放置しておくと、後々トラブルの原因にもなります。自己の権利を守るためにも、早めに登記を行うようにしましょう。

○有害鳥獣対策について（～狩猟免許取得に係る経費を補助します～）

村では、有害鳥獣対策の担い手となる新規狩猟者に、下記のとおり狩猟免許取得に係る経費の一部を補助します。

1. 補助対象者

- ①村内に住所があり、狩猟免許取得後、福島県猟友会飯舘支部に加入する方。
- ②補助金の交付申請年度及び当該申請年度から過去2年度の間に初めて狩猟免許を取得した方。

2. 補助対象経費

- ①新規狩猟免許取得支援事業…申請手数料等免許取得に係る経費。
- ②若手狩猟者確保事業…免許取得時の年齢が50歳未満の方で銃器等取得費用。
- ③第一種銃猟免許新規取得者支援事業…第一種銃猟免許を取得するための射撃教習等の費用

○令和5年度 福島県営農再開支援事業での活動について

1. 活動の対象地

各集落の話し合いにより「作付再開計画図」に位置付けた農用地

2. 活動対象および内容

- ・対象となる活動は以下のとおりです。

水田（畦畔を含む）、畑地、草地の草刈り及び耕耘作業

※草刈作業は原則として年2回実施してください。

※水田の草刈りは必ず畦畔を含めて実施してください。

- ・作業日ごと、作業者ごとに、日誌（作業前・後の写真を添付）を作成してください。
- ・日誌の取りまとめ期間、提出期限は、以下のとおりです。

日誌は、下記提出期限まで必ずJAふくしま未来飯舘総合支店営農センターに提出してください。

日誌取りまとめ	日誌の提出期限
4月～11月作業分	11月末日

※11月以降に提出された日報分の作業賃の支払いはできません。

3. 補助金額（上限）

- 1. 2万円／10a・年

4. 作業単価

- ・耕耘 6,000円／10a
- ・草刈（粉碎） 6,000円／10a
- ・草刈（刈倒） 4,000円／10a

5. その他

- ・営農再開された農地（一度でも利用の場合を含む）また、農地中間管理事業で契約された農地（一度でも利用の場合を含む）は**対象外**となりますのでご注意ください。

問合せ先 産業振興課農政第二係 TEL 0244-42-1625

I 建設管理係

お問合せ等：☎0244-42-1624

1. 村営住宅の整備及び入居状況について

団地名	整備戸数	整備内容	空家数 (募集数)	入居要件
大谷地団地（災害公営） ※供用開始 H29.4～	16 戸	建替 (H27、28)	2 戸	① 現に住宅に困窮している方 ② 税の滞納がない方 ③ 暴力団員でない方 ④ 低所得者である方 ⑤ 平成 23 年 3 月に 村民である方
桶地内団地（災害公営） ※供用開始 H31.4～	10 戸	建替 (H30)	0 戸	
大師堂住宅団地（災害公営） ※供用開始 R2.4～	12 戸	新設 (R1)	6 戸	
臼石第 2 住宅（公営・被災者） ※供用開始 H31.4～	8 戸	修繕 (H30)	2 戸	
深谷団地（福島再生賃貸） ※供用開始 H30.11～	15 戸	新設 (H30)	0 戸	① ～ ③及び中程度の所得者である方
笠石住宅（公営）	20 戸	修繕 (H27、28)	0 戸	① ～ ④である方
ヴィラうすいし（村営）	8 戸	修繕 (H28)	0 戸	① ～ ③である方
リベルタふかや（村営）	12 戸	修繕 (H27、28)	0 戸	
リベルタうすいし（村営）	5 戸	修繕 (H27、28)	0 戸	
ヴィラいたみざわ（村営）	5 戸	修繕 (H27、28)	0 戸	
全体 計	111 戸		10 戸	
飯野町団地（災害公営） ※供用開始 H26.9～	23 戸	新設 (H26)	12 戸	① ～ ⑤である方

R5.8 月末現在

・入居の受付は建設管理係で行っております。お問い合わせください。

1. 村道機能回復工事(村道舗装)について

・平成 30 年度から村道の舗装工事を実施しています。

・実施(計画)状況:R5.7.18 現在

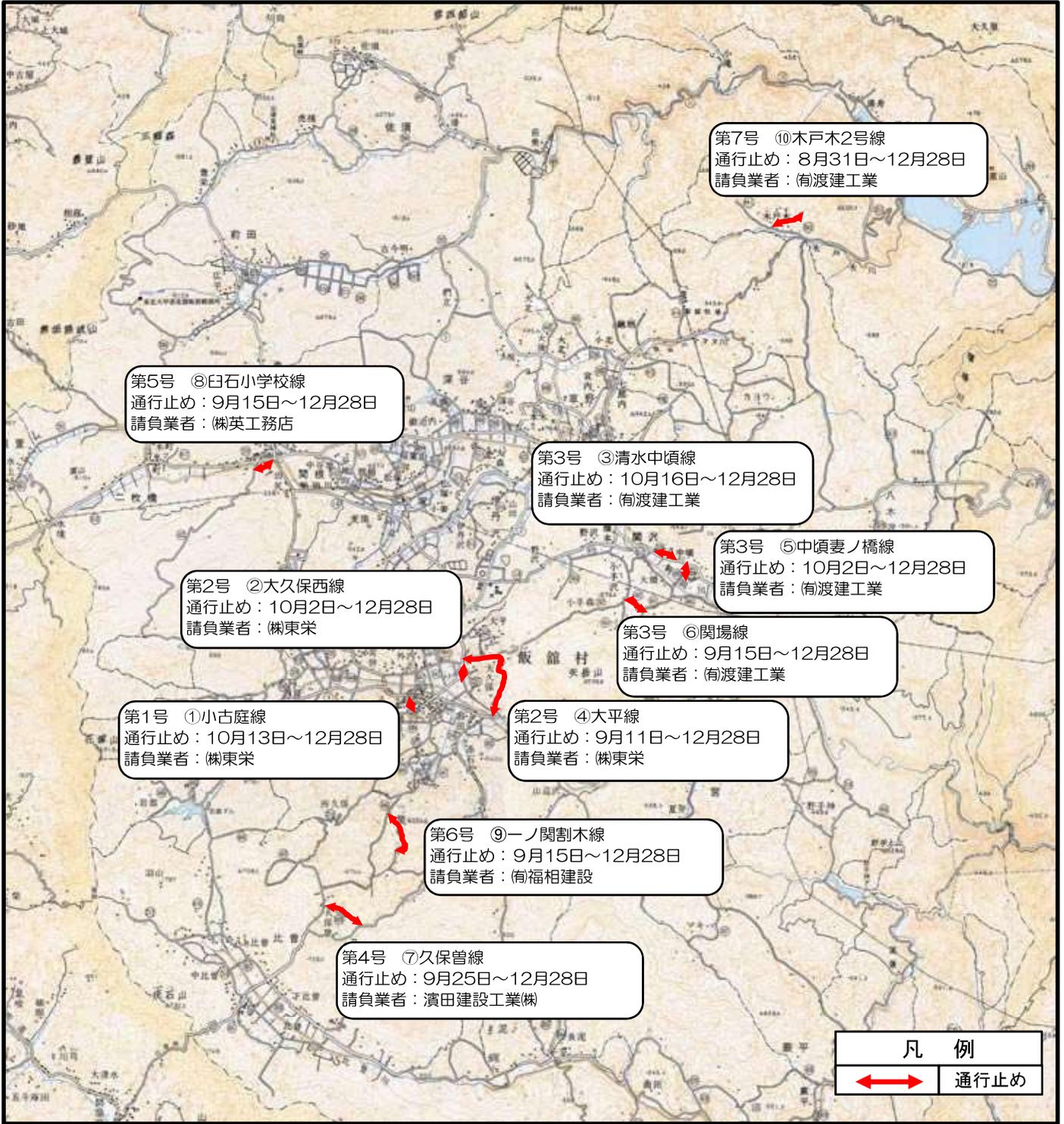
(1) 平成 30 年度	8 路線	5,364m	3 億 1 千万円
(2) 令和元年度	15 路線	16,850m	9 億 6 千万円
(3) 令和 2 年度	15 路線	26,862m	14 億 5 千万円
(4) 令和 3 年度	22 路線	21,730m	14 億 4 千万円
(5) 令和 4 年度	30 路線	9,456m	18 億 4 千万円
(6) 令和 5 年度	10 路線	2,601m	1 億 2 千万円
(7) 令和 6 年度以降	15 路線	2,920m	
合 計	115 路線	82,863m	

・令和 5 年度の実施箇所及び施工業者一覧：別図参照

2. 自然災害の未然防止及び対応について

・村道、河川等における自然災害(台風等)の未然防止へのご協力と併せまして、被災があった場合にはご連絡くださるようお願いいたします。

R5年度 村道舗装機能回復工事 交通規制図



注1) 天候等により、期間の変更が生じる可能性もあります。

※通行止め期間は、予定であり、実施期間については現地予告看板にて表示します。

注2) 通行止めに伴う迂回路を設定をします。(看板設置あり)

注3) 通行止めは午前8時30分～午後5時の時間帯で、夜間及び休日は解放いたします。

問い合わせ先 飯館村役場 建設課土木係 (☎0244-42-1623)

1. 農業基盤整備促進事業について

営農再開に伴う農業用排水路や農地の客土・暗渠を整備します。

(1)実施状況

①測量設計委託(用排水路・暗渠排水等)

- ・完了：1行地区(大久保・外内)
- ・実施中：1行政区(草野)

②基盤整備工事(用排水路等)

- ・実施中：16行政区

【草野、伊丹沢、関沢、小宮、八木沢・芦原、大倉、宮内、飯樋町、前田・八和木、大久保・外内、上飯樋、比曾、関根・松塚、臼石、前田、二枚橋・須萱】

2. 営農再開支援水利施設等保全事業について

農業用施設のため池、取水堰、揚水機等の補修を実施します。

(1)実施状況

①施設補修工事(ため池)

- 実施中：5箇所

【深谷(長橋)、大久保・外内(笠石)、上飯樋(仲下)、関根・松塚(谷内向)、前田(福田)】

3. ため池放射性物質対策工事について

ため池の底に沈殿している放射性物質拡散防止の対策工事を実施します。

(1)実施状況

①対策工事(バックホウ直接掘削)

- ・実施中：12箇所

【草野(カヨウ)、深谷(市沢第1、新堤)、伊丹沢(山鳥沢)、関沢(野沢)、小宮(沼平)、佐須(佐須、佐須第2)、宮内(鋤柄)、比曾(笹峠第2)、臼石(菅田第1、菅田第2)】

4. 農地・農業用施設等の管理について

- ・近年、局地的な豪雨が全国で発生しています。用水路のゲート等やため池の管理による、災害の未然防止に協力をお願いします。また、災害発生の場合にはご連絡をお願いします。

1 村民の新型コロナワクチン接種状況（春開始接種）について

（令和5年8月29日時点）

	接種対象者	接種者	接種率
65歳以上	2,077人	1,337人	64.4%
64歳以下で基礎疾患を有する方等	-	299人	-

2 総合健康診査（医療機関での健診）について

8月に行われた集団健診を受診出来なかった方は、医療機関での健診をお願いします。希望する医療機関へ電話で予約して受診してください。医療機関がある地域ごとに健診期間が異なりますのでご注意願います。医療機関では、密集等を避けるため1日の受診人数を制限していますので、早めに医療機関への予約をお願いします。

地区	健診期間（子宮がん・乳がん検診以外）
福島市内	令和5年7月1日から 9月30日
相双方部	令和5年7月1日から12月28日
伊達方部	令和5年7月1日から12月28日

※子宮がんと乳がん検診の日程は6月下旬に郵送された「総合健康診査のお知らせ」をご覧ください。

3 新型コロナワクチン秋開始接種について

令和5年9月より、初回接種（1回目・2回目）を終了している5歳以上の方を対象に「オミクロン株 XBB.1 系統ワクチン」の接種が開始されます。

8月に12歳以上の方には意向調査を発送しました。回答がまだの方は回答願います。接種希望と回答した方に順次ご案内いたします。

5歳以上11歳以下の方には、内容が決定しましたら、お知らせ版等で案内をします。なお、村内会場での接種は、9月29日より開始予定です。

4 帯状疱疹予防接種費用の一部助成について

令和4年度から帯状疱疹予防接種費用の一部助成しています。帯状疱疹ワクチンは2種類あり、費用や効果などが違うため、必ず接種する医療機関にご確認ください。

ワクチン種類	生ワクチン	不活化ワクチン
接種回数 (接種間隔)	1回	2回 (1回目から2か月空けて2回目を接種)
費用	7,000円～11,000円程度	20,000円～23,000円程度

- ・対象者 接種当日50歳以上の方
- ・助成金額 ※生涯で一方のみを一度限り助成
予防接種に要した費用の2分の1で、接種1回につき10,000円を上限
助成回数：生ワクチンは1回、不活化ワクチンは2回
- ・助成方法 ※「償還払い」による助成となります。

1 被災者生活再建支援金の申請期間の延長について

東日本大震災に係る被災者生活再建支援金の申請受付期間が延長されております。この制度は、村の住宅を解体、再建した方への支援金制度となっております。申請期間は、令和6年4月10日までとなります。

2 日常生活用具給付事業（緊急通報体制整備事業等）について

一人暮らし高齢者や老夫婦世帯、日中独居高齢者世帯などの緊急時に対応する携帯型及び固定型の緊急通報装置を貸与しています。また、ガスコンロなどの火を使用するのが危ないと感じられる方には、I Hコンロを貸与いたします。

相談等は、健康福祉課福祉係までご連絡ください。

3 困りごと相談について

健康福祉課福祉係、地域包括支援センター、社会福祉協議会では、生活での困りごとや家族の困りごとなど、様々な相談に応じております。

介護サービスや金銭的困窮、生活保護の相談、引きこもりや高齢者虐待など、なかなか人には言えない悩み事などがあると思います。

秘密は厳守されますので、下記までご相談ください。

【相談先】

○児童生徒、生活保護、障害など福祉全般に関する相談

健康福祉課福祉係 電話：0244-42-1633

○高齢者、介護等に関する総合相談

地域包括支援センター 電話：0244-42-1626

○生活、日常生活の困りごと等に関する相談

社会福祉協議会 電話：0244-42-1021

令和5年度 就園・就学人数 (R5.9.1現在)

飯舘村教育委員会

		令和5年度就園・就学人数						
		4月1日現在		7月19日現在		9月1日現在		
			村内在住		村内在住		村内在住	
ま で い の 里 の こ ど も 園	年齢・学年							
	0歳	1	0	3	1	3	1	
	1歳	3	1	3	1	3	1	
	2歳	3	2	4	2	5	3	
	3歳	12	4	12	4	12	4	
	4歳	5	4	5	4	5	4	
	5歳	11	3	11	3	11	3	
	園 計	35	14	38	15	39	16	
い い た て 希 望 の 里 学 園	前 期 課 程	1年生	6	5	6	5	6	5
		2年生	17	7	17	7	17	7
		3年生	7	3	7	3	7	3
		4年生	9	4	9	4	9	4
		5年生	5	5	5	5	5	5
		6年生	13	7	13	7	13	7
		小 計	57	31	57	31	57	31
	後 期 課 程	7年生	9	2	9	2	9	2
		8年生	7	2	7	2	7	2
		9年生	9	4	9	4	9	4
		小 計	25	8	25	8	25	8
		学園計	82	39	82	39	82	39
		総数	117	53	120	54	121	55

令和5年度 生涯学習課主要事業

○社会教育及び生涯学習事業

領域	目的	事業名	内容	実施時期	場所
生涯学習	一人一趣味の推進	生涯学習支援事業	教養、趣味の学習に関し5人以上の新規自主グループ等の講師謝金等の活動助成（新規年3回×5,000円、2年目3年目は年1回×5,000円まで）	随時申請受付	村内
	参加者同士が学びを通して新たな生きがいやコミュニティを形成	時を満喫・人生をもっと楽しく交流事業	農業体験を通じた村民同士の交流機会を増やすための活動を実施	通年	村内
	生涯学習事業への参加促進	いいたて元気アップ・ポイント事業	各種講座、読書、スポーツ活動等の参加者にポイントを付与し、50ポイント毎に表彰及び記念品贈呈	3月表彰	ふれ愛館
	村民が改めて村を知る	(新規事業) 村内1日留学事業	村民を対象に村の過去、現在、未来を学ぶ機会を提供する。	通年	村内
青少年	感動体験学習	いきいきわくわく学びの旅事業	小学5・6年生18名対象。北海道栗山町で畜産を再開している農家を訪ねる等、北海道で復興や開拓の歴史等を学ぶ(いいたてっ子未来基金)。	R5. 8. 7~10 R5. 9. 24報告会	北海道
	成人を祝う	成人式の開催	新成人の門出を祝う。	R6. 1. 7	ふれ愛館
	出会いの場創出	(新規事業) 出会いの場創出事業	ふくしま田園中枢都市圏域の活動として域内の市町村で出会いの場を創出する事業を実施 R5年度は飯館村・川俣町を会場に婚活バスツアーを開催	R5. 10. 1	福島市 川俣町 村内
高齢者	金婚式を祝う	金婚夫妻褒賞	金婚式で褒状と記念品贈呈 喜寿祝で褒状	随時申請受付	単位老人クラブ お祝い会等
学校支援	学校授業に協力するボランティア派遣	学校支援ボランティア派遣事業	学校からの要請を受けて、授業に必要な村民等のボランティアを派遣 (田植え、稲刈り等)	随時	希望の里学園 村内
男女共同参画	男女共同参画の推進	男女共同参画計画啓発事業	男女共同参画への意識啓発のための講演会を行う。年1回開催予定	年度内実施予定	ふれ愛館
家庭教育	家庭における子育て支援	家庭教育支援総合推進事業	こども園、義務教育学校における家庭教育講座講師料を支援	保護者会などに併せて実施	こども園 希望の里学園
読書活動	読書活動の推進	読書活動の推進	おはなし会、図書コーナー本更新、図書ボランティア活動、読書メッセージコンテスト等を実施し、村民の読書環境の充実を図る。	通年	こども園 希望の里学園 ふれ愛館
団体育成	地域団体等の活動支援	社会教育団体事業育成	村P、婦人、文化協、おやじプロジェクトへの助成を実施	通年	村内

○社会教育及び生涯学習事業

領域	目的	事業名	内容	実施時期	場所
文化芸術	村交流センターイベント	村交流センター自主文化事業	村民の再会機会の創出及び交流センター利活用推進のためのイベント開催事業（被災者支援事業補助金）を実施	通年	ふれ愛館
	総合文化展	いいたて村文化祭	児童生徒及び村民の文化作品発表・展示等を実施	R5. 10. 19～25	ふれ愛館
	伝統文化芸能	芸能発表会	伝承者の育成や民俗芸能の保存と地域への定着を図る。サークルや趣味活動を楽しんでいる団体等に練習成果を発表する機会を提供する。	R6. 2. 17	ふれ愛館
文化振興	文化振興育成	文化団体支援事業	県内外での発表に対する報償	随時申請 受付	村外
文化財	文化財保護	村指定文化財等保護	文化財保存報償、指定保存木報償、文化財施設周辺整備、文化財保存・調査等	通年	村内
		いいたてYOITOKO発見！ツアー事業	県外からの誘客を中心としたバスツアーを4回実施し、交流人口の増加と移住定住の促進を図る。	R5. 4. 24 R5. 9. 17 R5. 11月（予定） R6. 2月（予定）	村内
村史	村史編纂	(新規事業) 村史編纂事業	村史編纂の準備等	通年	ふれ愛館

○社会体育及び生涯スポーツ

領域	目的	事業名	内容	実施時期	場所
スポーツクラブ育成と支援	スポーツ団体育成・活動支援	いいたてスポーツクラブ育成支援	青少年から高齢者のスポーツ活動の支援（ナイター駅伝大会事業等）8/5ナイター駅伝実施。53チーム、212人参加	通年	村内外
競技スポーツ振興	スポーツ奨励	スポーツ振興基金活用事業	全国大会等出場者等への激励金	随時申請 受付	村内外
各種大会参加及び派遣等	大会参加及び各種大会派遣事業	ふくしま駅伝大会事業	ふくしま駅伝大会への参加、ユニフォーム購入等	R5. 11. 19	県内
		市町村対抗野球大会事業	市町村対抗軟式野球大会への参加	1回戦VS只見町 R5. 9. 10 8：30～	開成山野球場 (郡山市)
		市町村対抗ソフトボール大会事業	市町村対抗ソフトボール大会への参加	1回戦VS埴町 R5. 10. 14 14：30～	相馬光陽 ソフトボール場 (相馬市)

○社会教育及び生涯学習事業

領域	目的	事業名	内容	実施時期	場所
スポーツ公園関係事業	スポーツ公園各種事業	スポーツ公園各種事業	スポーツ公園各種教室、イベント報償	通年	スポーツ公園等
	スポーツ振興	(新規事業) 第10回 福島ユナイテッドFC CUP	ふくしま田園中枢都市圏域の市町村活動の一環として、福島市、伊達市、飯舘村を会場にサッカー大会を開催。村内会場には6チーム、60人ほどが参加	R5. 8. 7	スポーツ公園 陸上競技場
パークゴルフ場関係	パークゴルフ場維持管理	パークゴルフ場オープン事業	パークゴルフ場管理棟維持管理補助金、芝管理、周辺整備等	R5. 4月～12月	いいたて パークゴルフ場

いきいきわくわく学びの旅

8月7日から10日、いいたて希望の里学園の5・6年生の希望者14人が学びの旅へ。北海道からふるさとを見つめ、体験を通して北海道の自然や歴史を学びました。



9月24日に活動報告会を開き、学びの成果を伝えます。

菅野牧園(栗山町)で菅野義樹さんに出会う

菅野義樹さん(比叡)

から震災以降のできごとやふるさとへの想いを話していただきました。併設のファームレストランでは、ここで育った黒毛和牛の牛肉を味わいました。



美しい風景の中で牧場ならではの作業体験をしました。



木の実や小枝をレイアウトして写真立てを制作。



食と農業の魅力や可能性をゲームを通じて楽しく学びました。



楽しみにしていた交流の時間。歓迎してくれた「栗山キッズ」に感謝を伝えました。

栗山キッズとの交流



大倉山展望台



円山動物園



タブレットを使いこなして体験や感動はその場で記録。



クボタアグリフロント